

令和 8 年第 4 回府中町議会定例会

会 議 録（第 3 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 8 年 6 月 3 0 日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	力 山	彰 君	副議長	森 本	将 文 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
5 番	松 本	真 明 君	6 番	梶 川	三樹夫 君
7 番	木 田	圭 司 君	8 番	三 宅	健 治 君
9 番	川 上	翔一郎 君	10 番	西 山	優 君
11 番	坂 田	栄 一 君	12 番	山 口	晃 司 君
13 番	齋 藤	昇 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映理子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第 2 号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 4 議員提出第 3 号議案 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2027 年度政府予算の拡充を求める意見書
- 5 議員提出第 4 号議案 核兵器禁止条例第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書
- 6 議員提出第 5 号議案 憲法に関する十分な議論と国民への丁寧な説明を求める

意見書

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺	尾	光	司	君				
副	町	長	桑	原	強	君				
教	育	長	新	田	憲	章	君			
総	務	企	画	部	長	谷	口	充	寿	君
財	務	部	長	土	井	賢	二	君		
福	祉	保	健	部	長	増	田	康	洋	君
町	民	生	活	部	長	胡	子	幸	穂	君
建	設	部	長	磯	亀	智	君			
建設部	区画整理担当	部長	井	上	貴	文	君			
消	防	長	橋	本	臣	彦	君			
教	育	部	長	中	本	孝	弘	君		
危	機	管	理	監	新	宅	和	彦	君	
総務企画部	次長兼総務課	長	梶	山	睦	生	君			
福祉保健部	次長兼福祉課	長	箱	田	進	一	君			
町民生活部	次長兼自治振興課	長	倉	崎	誠一郎	君				
建設部	次長兼維持管理課	長	谷	口	洋	二	君			
健	康	推	進	課	長	砂	崎	綾	美	君
環	境	課	長	相	原	一	夫	君		
環	境	課	主	幹	長	西	宣	夫	君	
都	市	整	備	課	長	高	橋	幹	君	
スポーツ交流拠点推進課	長	丸	谷	大	介	君				

8. 職務のため会議に出席した者

議	会	事	務	局	長	小	田	上	和	史	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 議事の内容

(開議 午前9時30分)

○議長（力山 彰君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。

よって、令和8年第4回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

議事日程第3号をお開きください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

○議長（力山 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、１２番山口議員、１３番齋藤議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

○議長（力山 彰君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第 3 項、府中町の今後のごみ処理について、4 番、森本議員の質問を行います。

4番、森本議員。

○ 4 番（森本将文君） おはようございます。4 番、森本でございます。通告に従いまして、府中町の今後のごみ処理について質問をさせていただきます。

現在、府中町で生じた普通ごみは、安芸郡ほか３町の普通ごみと一緒に安芸クリーンセンターで処理されています。この安芸クリーンセンターですが、２００２年に竣工し、日本で最も多いストーカ式焼却炉ではなく、流動床式の熱分解ガス化溶融炉を採用し、竣工してから１６年後の２０１８年に基幹的設備改良工事が実施されています。

稼働期限は2032年までとなっており、稼働期限以降における処理体制の整備に要する時間を考慮しますと、施設更新や今後の広域処理の在り方について、将来的な方向性を定めるべき段階に来ているのではないかと考えます。

検討するに当たっては、今後の人口減少やごみ量の減少、さらには施設更新費の高騰を踏まえて、「これまでと同じ方式を維持することが本当に持続可能なのか」という視点が必要です。

近年では、焼却一辺倒ではなく、R P F等の燃料固形化、バイオマス資源化、広域処理との組合せなど、複数処理を組み合わせる考え方も全国的に進みつつあります。その際に重要なのは、単にどの方式が安価であるかだけではなく、カーボンニュートラルへの貢献、ライフサイクルコスト、将来世代への負担、住民の分別負担、これらを総合的に評価・判断することだと考えます。

特に、府中町はごみ分別が比較的簡素であり、住民負担が抑えられている点が大きな特徴です。「府中町に住んだら、もうほかの市町に住むことができない」、そのような声を伺うこともあります。半分冗談、半分本気な話だと私自身、身をもって体感しているところです。

そのため、仮に新たな広域処理や資源化を進める場合でも、住民負担を増やすことなく実施可能か、この視点は極めて重要だと思います。

以上を踏まえまして、府中町の今後のごみ処理について、以下3点をお伺いします。

1つ目、どのような評価項目を基に処理方法を決めるのか。また、本町が特に重要と考えている評価項目は何か。

2つ目、安芸地区衛生施設管理組合や安芸郡ほか3町と方向性は一致しているのか。

3つ目、いつまでに結論付ける予定なのか。またその理由は。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） おはようございます。町民生活部長です。

4番、森本議員からの一般質問、府中町の今後のごみ処理について答弁いたします。

初めに、安芸クリーンセンターの概要とこれまでの経緯について申し上げます。

安芸クリーンセンターは、当町を含む安芸郡4町から発生する可燃ごみを共同で処理する施設として、先ほど御質問の中で議員がおっしゃられましたが、平成14年11月に完成しました。運営・管理は安芸地区衛生施設管理組合において行い、処理方式は熱分解ガス化溶融炉、処理能力は1日当たり130トンでございます。

熱分解ガス化溶融炉とは、ごみを直接燃焼するのではなく、まず低酸素状態で熱分

解・ガス化し、その後、高温で燃焼・溶融することにより、焼却灰等を溶融スラグ化する仕組みでございます。この処理方式のメリットとして、高温処理によりダイオキシン類の発生を抑制できること、焼却灰を溶融スラグ化することで、最終処分量の削減につながるなどが挙げられます。

一方で、施設整備費や維持管理費が比較的高額となること、運転管理に高度な技術を要すること、また、設備が複雑であることから、長期的な保守・更新に一定の負担が生じることなどが課題として挙げられます。

安芸クリーンセンターは、平成14年の施設運用開始から今年で24年が経過し、平成27年度から平成29年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図ったところであり、現時点では、安芸郡4町の覚書によって令和14年度に稼働期限を迎える見込みでございます。

現施設の稼働期限への対応としては、令和3年12月の町議会一般質問では、残された稼働期間を踏まえ、処理の枠組みや新たな処理方式について、早期に研究・検討を進める必要がある旨を答弁しております。あわせて、トンネルコンポスト方式をはじめ、燃やさずに資源化する処理方式などについても、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町で課題を共有しながら研究していく必要があるとの考えをお示したところでございます。

また、昨年度策定した「府中町第2次ごみ処理基本計画」において、将来にわたり安定的かつ持続可能なごみ処理体制を構築していくため、安芸郡4町による共同処理を継続することを前提に、現施設のさらなる延命化や新たな施設の整備、ごみ処理の広域化の可能性など、複数の方策を総合的に検討し、持続可能で安定的な処理体制を確保する方針としています。

御質問の1点目、どのような評価項目を基に処理方法を決めるのか。また、当町が特に重要と考えている評価項目は何かについてですが、今後の処理方法の決定に当たりましては、一義的には、決定されるのは安芸地区衛生施設管理組合となりますが、当町としては、まず第一に、住民生活に直結する一般廃棄物を確実に処理するという安定処理の確保を大前提にする必要がございます。その上で、施設整備に要するインシヤルコスト、維持管理に要するランニングコスト、将来にわたるライフサイクルコスト等の経済性を十分に比較検討することが必要です。

さらに、近年では従来型の焼却施設だけではなく、RPF等の固形燃料化、バイオ

マス資源化、メタン発酵、トンネルコンポスト等、焼却処理と資源化処理を組み合わせた方式など、複数の手法を組み合わせる考え方も全国的に進みつつあります。

こうした中で、カーボンニュートラルへの貢献、エネルギー回収の効率性、最終処分量の削減、災害時を含めた処理の継続性なども重要な検討項目になるものと考えております。

一方で、施設更新に当たっては、現在地での更新が可能か、新たな用地の確保が必要となるか、また、周辺環境への影響や搬入動線をどのように確保するかといった用地上の制約も大きな課題となります。

当町といたしましては、持続可能で安定した処理体制の確保を最重要評価項目としつつ、将来世代に過度な財政負担を残さない経済性、また、処理方法の変更に伴い必要となる分別・収集体制の見直しについて、住民の皆様に分かりやすく、円滑に移行できる仕組みであるかという点を重視してまいりたいと考えております。

次に、御質問の２点目、安芸地区衛生施設管理組合や安芸郡の他の３町と方向性は一致しているのかについてでございます。

現在の安芸郡４町での共同処理体制につきましては、これまで２０年以上にわたり、安定的な処理体制を維持してまいりました。昨年度策定した「府中町第２次ごみ処理基本計画」においても、現状の共同処理を継続することを前提としており、この基本的な方向性につきまして、安芸郡の他の３町においても一致するものと認識しております。

また、今年度は安芸地区衛生施設管理組合において「安芸クリーンセンター整備方針検討業務」を行っており、現施設の延命化や新たな施設への更新、ごみ処理の広域化の可能性等について、今後の判断に必要となる基礎的な整理が進められております。

具体的にどのような方向性となるのか、また、どのような処理方式を採用するのかにつきましては、検討業務の内容を踏まえ、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡の他の３町と十分に協議しながら決定する必要があるかとございます。

次に、御質問の３点目、いつまでに結論付ける予定なのか。また、その理由についてでございます。

ごみ処理施設の更新や新たな処理体制の構築には、処理方式の選定、施設規模の検討、用地の整理、環境面での調査、住民説明、事業費の精査、設計、建設工事など、相当の期間を要することとなります。令和３年１２月の一般質問の答弁におきまして

も、新たな処理施設の竣工までには長期間を要すること、また、残された期間の中で早期に検討を進める必要があることを申し上げております。現在は、安芸地区衛生施設管理組合において、まさにその検討を具体化している段階でございます。

具体的な検討の時期につきましては、検討業務において整理される内容や関係機関との協議状況を踏まえる必要があるため、この場では時期を明言することはできませんが、令和14年度の稼働期限から逆算すれば、残された時間は多くはないため、できるだけ早期に結論を出されるものと考えております。

今後のごみ処理の方向性は、住民生活、財政負担、環境負荷、さらには、脱炭素社会の実現にも関わる重要な課題でございます。当町といたしましては、安定的なごみ処理を最優先に、安芸地区衛生施設管理組合及び関係市町と連携を密にし、持続可能なごみ処理体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

府中町としましては、持続可能で安定した処理体制の確保を最重要項目とし、それ以外にも経済性や分別、収集体制見直し後の住民の皆様への分かりやすさといった点を重視されていることを理解いたしました。

では、その点を踏まえまして、2回目の質問に移させていただきます。

近年では、住民側の分別を大きく変更せず、前処理施設側でごみの選別を行い、固形燃料、RPF等として資源化するといった手法があります。

その一例ですが、先ほど御答弁の中でも御紹介ございましたが、香川県三豊市ではトンネルコンポスト方式という国内唯一のごみ処理方式を採用しており、今年4月に有志の議員で現地の工場へ視察へ行ってきました。このトンネルコンポスト方式についてもう少し詳しく説明しますと、バイオトンネルと呼ばれる発酵槽とバイオフィルターと呼ばれる脱臭装置を組み合わせたごみ処理技術となります。

具体的には、収集した普通ごみを発酵微生物と混ぜ、それをバイオトンネルで発酵・乾燥処理させるのですが、この過程において、微生物により分解されたごみと分解されなかった紙やプラスチックなどが残ります。分解されたごみには微生物が含まれているので、次の普通ごみの処理の際に再利用し、一方で、分解されずに残った紙

やプラスチックのほうについては、その中から塩化ビニルなどを取り除いた後、R P Fとして加工します。加工したR P Fは、三豊市の場合、四国内の製紙工場に石炭の代替燃料として販売しておりますが、同じ量の石炭とR P Fで比較をしますと、発熱量は石炭の発熱量とほぼ同等、販売価格は石炭の5分の1程度に設定をしているそうです。

そして、この処理方式ですが、2017年4月稼働以降、9年が経過しておりますが、これまでに、施設トラブルによってごみ処理が滞るような事態というのは一度も発生していないとのこと。つまりは、本町が最重要視されている持続可能で安定した処理体制になり得るのではないのでしょうか。

また、ごみの分別に関しても詳細は割愛しますが、三豊市は府中町と非常に近いところがありまして、もし新たに分別する必要がないという結論に至れば、住民の皆様にとって、これ以上の分かりやすさはないように思います。

次に、経済性についてですが、まず前提として、1日当たりのごみ処理能力は、三豊市のトンネルコンポスト方式が43トン、そして、安芸クリーンセンターの熱分解ガス化溶融炉が130トンとなり、約3倍の能力差があります。実際に生じている普通ごみの量も、安芸クリーンセンターは三豊市の約3倍という実績がございます。

その上で、施設建設費は三豊市が16億円、安芸クリーンセンターが71億円かかっていたのですが、同列で確保するためには処理能力差を考慮する必要がありますので、たちまち三豊市の建設費に掛ける3倍して、48億円と想定します。なお、安芸クリーンセンターの設備改良工事は29.5億円かかっております。

いずれの施設も物価高騰前のもので、単純比較できると一旦は仮定しますと、建設費に関しましては、熱分解ガス化溶融炉の改良工事が29.5億円で一番安く、次いで、トンネルコンポスト方式の新設48億円、熱分解ガス化溶融炉の新設71億円の順番となります。

熱分解ガス化溶融炉の改良工事費とトンネルコンポスト方式の新設費の差は、結果的には18.5億円というふうになります。環境省が定める循環型社会形成推進交付金制度において、熱分解ガス化溶融量はエネルギー回収施設推進施設として、トンネルコンポスト方式は有機性廃棄物リサイクル推進施設として国から交付金が助成される可能性がございますが、その場合、差額はより小さくなります。

次に、ランニングコストですが、ごみ処理負担金で比較をしますと、三豊市が年間

2億6,000万円、安芸クリーンセンターが9億円弱です。先ほどのごみの量に3倍差があることを考慮しますと、三豊市の負担金に掛ける3倍をすると、大体7億8,000万円となります。これは、熱分解ガス化溶融炉は毎日夜勤対応が必要なのに対して、トンネルコンポスト方式は昼勤のみでよいという点が影響しています。

このように、トンネルコンポスト方式のほうが年間1億円程度安く済み、建設費で先ほど熱分解ガス化溶融炉の改良工事より18.5億円高いと言いましたが、ランニングコストで相殺していくことが可能です。

それに加えて、トンネルコンポスト方式は炉を持たないため、熱分解ガス化溶融炉よりも耐用年数が長く、施設更新費を抑えられるといった点も考慮しますと、長期スパンで見たときに、経済性の面でも同等か優位にあるのではないのでしょうか。

このように、一見メリットばかりに聞こえるトンネルコンポスト方式ですが、その割には、三豊市以外の自治体に水平展開されていません。その理由はなぜか。RPFの引渡し先を見つけることと、広大な敷地を確保することという課題をクリアできていないからです。

まず、RPFの引渡し先ですが、受け入れられるところが製紙工場やセメント工場、製鋼所などのボイラーを保有している会社に限定されます。また、ボイラーがあるからといって簡単に受け入れられるようなものではなく、安定運用させるために、ボイラーをRPFに適した仕様にするなどの検討が必要になります。

先ほどトンネルコンポスト方式について紹介する際、塩化ビニルを取り除く工程があると話をしましたが、ボイラーにとって塩化ビニルに含まれる塩素濃度が非常に重要な特性の一つで、塩素濃度が高い場合、燃焼時の化学反応によってボイラー内で高温腐食が進行し、ボイラー管の寿命低下につながります。それ以外にも、熱効率低下や排ガス処理設備の負担増などの影響があります。ですので、広島県内にもボイラーを保有している会社は複数あるのですが、技術的な検討が必要となり、時間を要することもネックになります。

なお、府中町内の企業では、コーヒの豆がらをバイオ成型炭にして、鑄造の基幹設備であるキュポラ溶解炉で使用するという実証実験を既に行っているところがございますので、課題克服の可能性を秘めているというふうに私は考えております。

また、県外まで視野を広げれば、塩素濃度が高くても対応可能なボイラーもありそうということも付け加えておきます。

次に、課題の２つ目として挙げた土地に関してですが、三豊市が現在、建物面積４，０００平米でして、処理能力から面積も約３倍になると考えますと、単純計算で１万２，０００平米必要になります。一方で、安芸クリーンセンターは８，１４２平米ということで、敷地自体は倍以上あるのですが、し尿処理のことを考えますと、現在地では、ギリギリか少し足りない可能性があるのではないかというふうに考えます。

ですので、現在地とすると、設備更新している間のごみ処理をどうするのかといった問題の検討も必要な状況でございます。

以上、ざっくり案の数字で比較を行いました、それ以外の細かな課題を含めて、それらの課題を克服することができれば、住民の分別負担を増やすことなく、ごみ焼却量の削減やＣＯ₂排出抑制、資源循環を図りつつ、官民一体となって取り組んでいる好事例として、全国的にアピールする絶好の機会になるのではないのでしょうか。

長くなってしまいましたが、以上を踏まえまして、２点御質問をさせていただきます。

まず１つ目ですが、先ほどの御答弁にもございましたが、令和３年１２月の定例会で、安芸地区衛生施設管理組合や安芸郡４町で、トンネルコンポスト方式をはじめとする燃やさずに資源化する処理方式の研究をしていく必要があるとの見解が示されていきました。そのときから４年半が経過し、外部環境も大きく変化しておりますが、その中において、燃やさずに資源化する処理方式、そして、トンネルコンポスト方式が現在どのような評価をされているのでしょうか。

２つ目、今後のごみ処理方式をこれから検討していく上で、トンネルコンポスト方式を候補の一つとして挙げ、広島県内の企業を巻き込みながら検討されてはいかがでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。森本議員の２回目の御質問にお答えします。

まず、１点目の燃やさずに資源化する処理方式、特に、トンネルコンポスト方式を現在どのように評価しているかについてでございます。

令和３年１２月の定例会におきまして、トンネルコンポスト方式をはじめとする燃やさずに資源化する処理方式について、今後研究していく必要があるとの考えをお示

ししたところでございます。その後、カーボンニュートラルへの対応、プラスチック資源循環の推進、最終処分量の削減、さらには物価高騰によるごみ処理経費の上昇など、ごみ処理施設を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、焼却処理だけに頼らない資源化型処理方式に対する社会的要請はより高まっているものと認識しております。

トンネルコンポスト方式の処理方法やメリットにつきましては、議員御説明のとおりであり、特に物価高騰が続く現在、仮に現施設と同じ1日当たり130トン規模の焼却施設を建設するとした場合、建設費が200億円以上となることも想定されております。

これに対し、トンネルコンポスト方式では焼却炉を持たないことから、施設構成や運転管理の内容によっては、建設費、維持管理費、人件費などを圧縮できる可能性があると考えております。

一方、トンネルコンポスト方式を自治体の一般廃棄物処理に本格導入している事例は全国的にも香川県三豊市のみであり、安芸クリーンセンターの可燃ごみ処理量が年間約3万トンであるのに対し、三豊市は年間約1万トンであり、処理規模に大きな違いがございます。

このため、同じ方法をそのまま適用できるかについては、固形燃料などの安定した取引先の確保、臭気対策、不適物や処理残渣の処理、必要な用地面積、搬入動線、周辺環境への影響などを慎重に検証する必要があります。

したがいまして、現時点での評価といたしましては、トンネルコンポスト方式は、資源循環や脱炭素化、経済性の観点から有力な処理方式の一つと認識する一方で、安芸クリーンセンターの処理規模、立地条件、共同処理の枠組みに適用できるかについて、さらに詳細な検討が必要であると考えております。

次に、御質問の2点目、今後の処理方式を検討していく上で、トンネルコンポスト方式を候補の一つとして挙げ、県内企業を巻き込みながら検討してはどうかについてでございます。

先ほど部長の答弁でもお答えしたとおり、今年度、安芸地区衛生施設管理組合では、令和14年度に稼働期限を迎える現在の焼却施設の今後の方向性について整理する検討業務を実施しております。この検討業務の中で、トンネルコンポスト方式につきましても、今後の処理方式の候補の一つとして検討することとなっております。

検討に当たっては、現施設の延命化や焼却施設の更新だけでなく、資源化型処理、

焼却処理と資源化処理を組み合わせる方式など、複数の選択肢の中から、安定処理、施設整備費、維持管理費、必要用地、環境負荷、温室効果ガス削減効果、資源化物の利用先などを総合的に検討し、安芸郡4町の共同処理に適した処理方式について整理することとなっております。

また、県内企業との連携につきましては、現時点で具体的に進んでいるものはございませんが、議員御指摘のとおり、トンネルコンポスト方式やその他の資源化型処理方式を採用する場合、生成される固形燃料などの利用先、運搬、品質管理など、民間企業との連携が重要となります。

そのため、今年度の検討業務において、安芸クリーンセンターでの適用可能性が認められる場合には、県内企業を含め、資源化物の利用先や事業連携の可能性について情報を収集し、検討を進めることとなります。

検討の状況につきましては、必要に応じて議会や町民の皆様にお示しし、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

トンネルコンポスト方式について、町としましても、同様の認識を持っていることを理解いたしました。

また、検討業務の中で、今後の処理方式の一つとして検討いただけるとのことで、私も引き続き勉強や情報収集をしながら、参考になることがございましたら情報共有させていただきますので、理事者の皆様におかれましても、百聞は一見にしかず、ぜひ現地を見に行ってくださいというふうに思います。

最後になりますが、ごみの分別に関しましては、昨日、木田議員が質問された不法投棄と合わせて、町民の関心が非常に高いところだと認識しております。今後どのような検討を行い、最終的にどのような処理方式を採用することになったのか、関連する自治体の住民が納得できるよう、丁寧な説明をしながら進めていただくことを要望しまして、私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、府中町の今後のごみ処理について、4番、森本議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、県条例制定を踏まえた、町の手話施策の更なる推進について、10番、西山議員の質問を行います。

10番、西山議員。

○10番（西山 優君） 皆さんおはようございます。通告に従いまして、県条例制定を踏まえた、町の手話施策の更なる推進について質問したいと思います。よろしくお願いします。

令和7年9月定例会において、デフリンピックを契機とした聴覚障害への理解促進についてをテーマに質問し、町の取組状況を伺いました。その後、広島県において手話言語条例が制定され、手話言語が言語であるとの認識の下、手話言語を必要とする人への習得の機会の確保や理解促進のための啓発を進めることとされています。

本条例では市町との協力も挙げられており、条例制定をきっかけに手話施策をさらに進めるべきと考えますが、町の対応を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（増田康洋君） おはようございます。福祉保健部長です。

10番、西山議員の一般質問、県条例制定を踏まえた、町の手話施策の更なる推進についてに答弁いたします。

議員おっしゃいますように、令和7年11月1日に「広島県手話言語条例」が施行されました。以下、条例と申します。

条例の前文の冒頭には、このように記されています。「手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である」。併せて前文には、我が国において昭和初期、ろう教育が読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進められてきたため、手話の使用が禁止され、手話と手話を使用するろう者等が偏見を持たれ、不当な扱いを受けてきた中、ろう者等は手話を語り継ぎ、今日まで大切に受け継いできたその歴史的経緯も書き込まれています。

また、条例第2条の基本理念には、このようにうたわれています。「手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたり、ろう者等の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使

用及び習得の機会の確保が図られるよう推進されなければならない」。

町では従前から、障害への理解促進と共生のため、障害のある人が円滑にコミュニケーションを取ることができるよう意思疎通支援に取り組んで来ましたが、条例の制定により、その思いを新たにするところです。

昨年9月定例会一般質問における答弁と一部重なりますが、改めて町における意思疎通支援の取組について説明いたします。

役場本庁相談窓口到手話通訳者を配置するとともに、生活面の相談や通院等において手話通訳者や要約筆記者が必要な場合には、無料で派遣する事業を実施しています。また、社会福祉協議会や公民館定期活動グループ等と連携し、手話奉仕員の養成講座を開設したり、手話に触れる場を設けるなど、手話を学ぶ機会を提供し、手話の担い手の育成を図っています。

条例では、手話を必要とする人や関係する人などが手話を習得できる機会の確保を講ずることとされていますが、町における現在の取組は、条例が目指す内容を施策化できているものと考えています。

当該施策を継続また拡充していくことで、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与してまいります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

10番、西山議員。

○10番（西山 優君） 御答弁ありがとうございます。

県条例の制定は、町としての取組の姿勢を問われる大きな契機になるものと思います。手話を必要とする町民が安心して暮らせる環境づくりに向け、町長の思いがあればぜひお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 手話を必要とする町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、町長の思いをということで再質問をいただきました。

この県の手話言語条例というのは、もう一つの条例とセットでどうも県議会で議決されているようです。もう一つが、広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例ということと手話言語条例と合わせて、昨年の

9月の県議会で議決されて、共に昨年の11月1日から施行されているということでございます。

先ほど言いましたその障害者の意思疎通の推進に関する条例というのは、聴覚障害者も含めて、全ての障害者が情報を円滑に利用し、円滑なコミュニケーションが図られるということを保障して、共生社会の実現を目的とする条例であるということでございます。

また、御指摘の手話言語条例のほうは、手話は独自の言語であるということをしっ
かり認識することなど、手話に特化した条例であるということで、手話に特化した条例と障害者全体のコミュニケーションを取ろうという条例が、2本立てで県議会で条例化されているということでございます。

県におかれては、条例制定イベントなどを通じて、様々な障害の特性に応じたコミュニケーション手段があることを県民に周知を行われているということでございます。

町の手話に係る施策は部長が答弁いたしましたが、手話もそうでございますが、コミュニケーション手段として、そのほかには筆談、点字、イラストの提示とか触手話、それとかデジタル機器の利用など、障害に応じた様々なコミュニケーションの手段がありますので、町としても、あらゆる障害者の方も含めて、あらゆる機会を通じてそういったコミュニケーション手段があるということをお知らせすると同時に、障害の有無にかかわらず、円滑なコミュニケーションが取れる共生社会に向けて取り組んでいきたいということを思っております。

ちょっと話は変わるんですけど、手話ということで、私自身が直接触れているのが、議員の皆さんも御存じだと思いますが、2年前からイオンモール広島府中で行われている手話ダンス甲子園というものの中国大会というイベントがあります。このイベントに2年前から来賓として呼ばれているということでございます。

この手話ダンス甲子園は手話を用いたダンスの大会でございます。障害の有無とか性別、年齢など関係なく参加できて、チームで音楽に合わせて手話を交えたダンスで音楽の世界観を表現するという大会でございます。私自身、なかなかこの手話というのは理解できないんですけど、メンバーの一人一人の表情とかダンスを通じて、参加者の熱い思いが伝わってくるすばらしい大会だと思っております。すばらしいアートだ、芸術だというふうに言われております。

この大会は行政のまちづくりを推進することが目的ということでございます。障

害の有無にかかわらず、コミュニケーションが取れる、伝えられることが実感できる大会だというふうに思っておりますし、県条例の趣旨を体现されているイベントだとも思っております。

今年は、8月の29日12時から、イオンモールのほうのスターギャラリーで開催されるというふうに聞いております。府中町としても後援をいたしておりますので、ぜひ御参加いただければというふうに思います。

少しPRも含めましたが、私といたしましては、府中町第4次障害者計画の基本理念は、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる府中町」ということでございまして、手話言語も含め、様々な障害の特性に応じたコミュニケーションツールの普及促進は、その基本理念の実現に欠かせない施策であるというふうに考えております。様々な機会を通じて環境づくりに努めてまいりたい、取り組んでまいりたいと思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

10番、西山議員。

○10番（西山 優君） 御答弁ありがとうございました。3回目は要望となります。

障害のある人もない人も安心して暮らせる府中町を目指して一層の取組をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、県条例制定を踏まえた、町の手話施策のさらなる推進について、10番、西山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第5項、アピアランスケア支援の充実と疾病等による外見変化への支援について、18番、金澤議員の質問を行います。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映理子君） おはようございます。18番、金澤です。

アピアランスケア支援の充実と疾病等による外見変化への支援について質問させていただきます。

がん治療の進歩により、治療を受けながら仕事や学業、地域活動が続ける方が増えていきます。一方で、がん治療に伴う脱毛や乳房切除などによる外見の変化は、患者の精神的負担や社会参加に大きな影響を及ぼします。

令和5年6月定例会では、アピアランスケア支援について、町独自助成制度の創設

を求める一般質問が行われました。その際、町は「広島県が実施している助成制度の周知に努めるとともに、町においても助成事業の研究を進める」と答弁されています。あれから3年が経過しましたが、現在も府中町では広島県制度の活用にとどまっており、近隣の海田町や熊野町では実施されている町独自の助成制度は設けられていません。

県内では、この3年間で新たに呉市と北広島町が独自の支援を令和6年4月より実施されています。

また、外見の変化による悩みは、がん患者に限ったものではありません。円形脱毛症や自己免疫疾患、先天性疾患などにより脱毛症状を抱え、ウィッグや帽子を必要とされる方もおられます。病気や障害の種類は異なっても、外見の変化による精神的負担や就労・就学への影響、人との関わりへの不安など、共通する課題があると考えます。

さらに全国では、がん患者だけでなく疾病や治療、外傷などによる外見変化に対する支援を実施している自治体もあります。

そこで伺います。

1、令和5年6月定例会以降、町が進めるとしていたアピアランスケア助成事業の研究について、どのような調査・検討が行われているのでしょうか。

2、府中町における広島県アピアランスケア助成制度の利用者数や相談件数は。

3、がん患者に対するアピアランスケア支援について、近隣自治体が実施している独自助成制度の内容や効果をどのように認識されているのでしょうか。

4、円形脱毛症や自己免疫疾患など、がん以外の疾病等により外見の変化に悩む方々の実態について、本町として把握している状況はありますか。

5、今後、疾病等による外見変化に悩む方々への支援について、先進自治体の事例調査や実態把握を行う考えはありますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（増田康洋君） 福祉保健部長です。18番、金澤議員の一般質問、アピアランスケア支援の充実と疾病等による外見変化への支援についてに答弁いたします。

令和５年度から令和１０年度を対象とした国の「第４期がん対策推進基本計画」において、がん患者等の社会的な問題への対策として、「アピアランスケア」という視点が初めて示されました。

同計画において、アピアランスケアは、「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と定義されています。

一例として、抗がん剤投与にかかる脱毛症状に対し、ウィッグを装着することなどについてはもはや一般的に認知されており、購入費の助成制度を設けている自治体も増加しています。最近ではウィッグのみならず、補正下着などを対象としている自治体も見受けられるところです。

それでは、１つ目の御質問です。

令和５年６月定例会以降、町ではウィッグ購入に係る助成制度について、県や近隣市町の実情等を調査するとともに、町で実施した場合の試算などを行ってまいりましたが、異なるアプローチでがん対策に注力してきた側面もあり、事業化には至っていない状況です。

町では特に、がんが深刻な症状に至ることがないように、早期発見・早期治療に着目し、がん検診の受診率向上を目的として、集団健診の受診申込みにおいて、令和６年度からウェブ予約制度を導入するなど、受診しやすい環境の整備に取り組んできたところです。

２つ目の御質問です。

アピアランスケアに係る助成制度として、県では「がん患者ウィッグ購入費助成事業実施要綱」を制定しており、がん患者がウィッグを購入するに当たり、対象費用の２分の１、上限５万円の助成を行う内容となっています。

令和７年度実績ですが、県全体の件数が１，１６４件、うち府中町に住所を有する方の件数が３４件となっています。また、相談件数については、把握していないとのことでした。

３つ目の御質問です。

今般、アピアランスケアに係る助成制度を設けている近隣市町に関し、調査を行いましたが、どの自治体も申請状況を基に、一定の需要はあるという回答でした。

本町の３４件を多いと捉えるか少ないと捉えるかは難しいところですが、生涯のう

ち約2人に1人はがんに罹患する現代において、がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者は今後も増加すると考えられ、治療に伴う外見変化に対するサポートのニーズは次第に高まっていくものと認識しています。

4つ目の御質問です。

アピアランスケアについては、現状、町として具体的に取り組んでいないことから、がんにより、また、がん以外の疾病等により外見の変化に悩み、苦しんでおられる町民の実態は把握していないところです。

5つ目の御質問です。

先ほども申しましたが、町では今後ニーズは高まっていくものと認識しており、治療中でも尊厳を持って安心して暮らせる社会を目指し、心理的・経済的負担の軽減を通じて患者の社会参加の促進を図ることは、行政の責務の一端であると考えます。

他市町の助成制度を研究するなど、引き続き調査・検討を進めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 御答弁ありがとうございました。

広島県アピアランスケア助成制度の利用件数が、令和7年度、府中町は34件とのことでした。令和4年度は21件と伺っていますので、利用件数は増加しており、制度の認知も進んでいることが分かりました。私は、この34件という数字は決して少なくないと感じています。

令和5年6月定例会において、町はアピアランスケア助成事業について研究を進めると答弁されています。今回、その後の調査や試算を行ったとのことでしたが、事業化には至らなかったとの御説明でした。

そこで伺います。

答弁では、異なるアプローチでがん対策に注力してきたとのことでしたが、そのこととアピアランスケア支援を実施しないこととの関係について、もう少し具体的にお聞かせください。

がん検診の受診率向上や早期発見・早期治療の取組は大変重要です。しかし、治療を受けながら生活を続けておられる方への支援もまた重要であり、それぞれ別の課題であると考えます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（砂崎綾美君） 健康推進課長です。金澤議員の2回目の御質問について答弁いたします。

町では、アピアランスケア支援を実施しないとしたわけではなく、限られた予算の中、がん検診の受診率向上に力点を置いたとお考えいただければと思います。

その要因においては、大きく2つの観点がございます。

1点目は、計画的に事業を展開してきたという観点です。

現在、町は「第3次健康増進計画」の期間中で、当該計画を推し進めているところです。当該計画の基本目標は「生活習慣の改善」や「健康状態の把握、病気の予防・早期発見」などで、病気の発症や罹患リスクをいかに低減していくか、健康寿命をいかに延伸していくかといった病気に至る前の段階を重要視しており、当該計画に資するがん検診の受診しやすい環境の整備などに優先的に着手した次第です。

2点目は、町全体の財政状況という観点です。

第5次総合計画前期実施計画を、今年2月の全員協議会でお示しいたしました。その際、大きく変動することが予想される物価・景気や地方財政制度の社会情勢を背景に、中長期を見据えた財政推計を行うことは確実性に欠けるものとして、財源の計画を示さなかったことについては、議員御承知のとおりです。

アピアランスケア支援の必要性が薄いと判断したわけではなく、そのような不透明な財政状況に鑑みて、事業化がかなわなかったところです。

しかしながら、先ほど部長も答弁したとおり、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者は今後も増加すると考えられ、外見変化に対する支援、また、治療中でも安心して暮らせる社会の構築は、行政として見過ごし難い課題であると考えています。

繰り返しになりますが、引き続き調査・検討を進めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 御答弁ありがとうございました。

アピアランスケア支援の必要性が薄いと判断したわけではなく、限られた財源の中

でがん検診の受診率向上を優先してきたこと、また、引き続き調査・検討を進めるとの答弁をいただきました。

また、部長からは、治療中でも尊厳を持って安心して暮らせる社会を目指し、心理的・経済的負担の軽減を通じて患者の社会参加の促進を図ることは、行政の責務の一端であると答弁をいただきました。

誰もが病気や障害の有無にかかわらず、安心して社会参加できる環境づくりは大変重要です。現在では、東京都の練馬区、杉並区、世田谷区などにおいて、がん患者への支援にとどまらず、疾病や外傷などによる外見の変化も対象とした制度へと発展しています。

また、助成対象もウィッグや帽子だけでなく、乳房補整具やエピテーゼなどへも広がっています。エピテーゼは、がん治療や事故、先天性疾患などにより失われた耳や鼻、眼球、指先などを補う人工補正物で、数十万円にも及ぶものも多く、その多くは保険適用外です。

私は、この府中町でまだ独自制度が創設されていないことを決してマイナスとは考えておりません。支援の在り方は年々変化しています。だからこそ、今から制度を検討するのであれば、最新の知見や先進自治体の事例、そして、何より当事者の声を踏まえた府中町らしい支援制度を築くことができると考えます。

今回いただいた引き続き調査・検討を進めるとの答弁を、私は大変前向きに受け止めています。ぜひ疾病等による外見の変化に悩む方々が安心して社会参加できるよう、実態把握と調査・研究を進め、本町にふさわしい支援制度の実現に向けて前向きに検討していただくことを要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） ちょっとすみません、補足で答弁させてください。

先ほど、課長のほうから理事者側の答弁ということで財政状況という話をしたんですけど、基本的には財政状況もあるんですけど、一番大きいのは、やはりアピアランスケアの必要性というのは分かるんですけど、町がやるべきかどうかという部分。例えば、今で言えば、県が基本的に助成している。それに上乗せしてやる必要があるかどうかという部分をしっかり検討していきたいと。

先ほど海田町、熊野町とかいう事例がありましたけれど、県内では4自治体しかや

っていないというのもありますし、町としてどこまで追加で、県に上乗せしてやっていく必要があるかという部分はしっかり検討したい。

それと、併せてそういうアピアランスケア、本来なら医療、社会保障で対応できれば一番いいのかもしれないんですけど、そういった日本国全体のその社会保障制度、その医療保険の中でどこまで考えるかも含めながら、町として本来すべきものかどうかというのも含めて検討していきたいということ、財政だけじゃなくてそういった面、町として本当にやる必要があるかというところもしっかり検討していきたいということで、ちょっと補足をさせていただきます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第5項、アピアランスケア支援の充実と疾病等による外見変化への支援について、18番、金澤議員の質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は10時40分からいたします。休憩。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時40分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

続いて、厚生関係、第6項、町補助団体の役割と行政の支援、15番、田中議員の質問を行います。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。すみません、身だしなみをちょっと注意されてまして、ありがとうございます。田中伸武です。

町の補助団体の役割と行政の支援ということで質問させていただきます。

府中町が補助金などで支援する住民団体はたくさんあります。その活動内容も様々であります。令和6年度決算の関係書類で見ると30団体近くあって、商工会とか社会福祉協議会とか、シルバー人材センターなどのそういう法人も含めた数なんですけれども、一般的な自主的組織で見ても、健康や教養を高める文化・スポーツ団体、あるいは伝統行事を継承する保存団体、環境保全や防犯・交通安全活動団体、青少年育成団体、様々なわけですね。いろんな場でまちづくりをする力になって、大きくは住民福祉に貢献しているということになると思います。だからこそ自治体が補助金を出したり、あるいは役場の職員が共に活動したりしているわけであります。

府中町の規定集で見ると、町の補助金等交付規則があるんですけれども、その第

2 条、「公益性を有する事業または活動に要する費用に対して、予算の範囲内で交付する補助的な性質を有する給付金を言う」と。つまり、公益的・公共的なそういう役割に補助金を出す、そういった定めになっているわけですね。

今回は、こうした公益性を有する団体の中でもとりわけ行政を補完する役割があって、さらには、最近クローズアップされているその町の都市的イメージということですかね。つまりは町の外と町を結びつけるそういうアピール力、これを高める役割も果たしている 2 つの団体、すなわち、町の国際交流協会と町の観光協会、これらへの支援の在り方についてのお尋ねをするところでもあります。

具体的に第 1 の質問は、この 2 つの団体の設立の経緯を踏まえ、これまでの活動とか、あるいは現在の活動ぶりをどう評価するかということです。両方の団体ともパートナー事務局員がおられますけれども、役員らはボランティアで頑張っておられます。議員や職員の中にも協会の役員がおられるところですよ。

国際交流協会の活動だと、外国人向けの日本語教室を開いたり、外国人のスピーチ大会など、交流行事とか講演会、研修会、そういうのを町民とともに開いたり、あるいは、役場がつくるときにはチラシの翻訳を引き受けるそういう仲介をしたり、あるいは、外国人の子どもの学校生活での支援のそういうのを頼まれたり仲介したり、そういうことをボランティアで手助けしたりしとるわけですね。

町の社会教育委員にもこの団体から派遣してくれということで、長年委員を務められておられたりしています。かつては、町の行事なんかで来た外国人の家庭をホームステイさせるそういう仲介業務、ホームステイ受入れも活発にやったりしておりました。

一方の観光協会の活動ですけれども、これはつばき娘、今はつばき大使と呼ばれますけれども、この事業がよく知られておりますけれども、まちのアイドル、アイドルという言い方はあれなのかもしれませんね。町のアイドル、町の PR 役を選んで様々なイベントを盛り上げたりしていますね。

水分峡の観光まつり、みくまりフェスタが有名なんですけれども、去年は例の事件と熊騒動でイオンモールの中でのフェスタに変わりましたがけれども、このマリンバや和太鼓やら山田神祇、町の財産といいますか文化を PR して、大いににぎわったところですよ。

それから、町が行っているデジタルスタンプラリー、これに協賛して特産品を提供

したり、観光という名前のとおり、文字どおり町の内外の人を集めたり、そういう交流人口を呼び込む、そういう取組を頑張っている団体なわけですね。

こうした国際化とあるいは観光振興、そういう分野の施策は、もともとは大きな町や市だったら役所の中に組織があって専門部署が設けられて、スタッフがおるのが普通ですよ。比べるのは悪いんですが、広島市で言うと、経済観光局という局の中に観光政策部があって、さらには、課として観光企画担当、おもてなし推進担当、観光プロモーション担当がおるわけですね。

それから、広島市の市民局の中には国際平和推進部があって、平和推進課と国際推進課がある。充実しているわけですね。そんな大都市でなくても、廿日市市には地域振興部の中に観光課と国際交流多文化共生室、これは課と同等だそうですが、2つの課が設けられていたりします。

もちろん府中はこのような小さな自治体で、こういう行政組織として独立した部署は持っていませんけれども、職務分掌上で言うと、係がいて頑張っておられるわけですね。そういう状況だからこそ、こうした分野の住民団体との活動が協働、共に働くというんですか、意味を持つんじゃないかと思うわけですね。

つまり、行政のほうがこういう住民活動団体を支援し、結果的に行政の施策の補完となっているというよりも、逆に言えば、そういう団体のほうが行政を支援しているとも言えなくもないんじゃないかというわけですね。共同作業ですね。

こういう点、視点も持ちながら、この住民団体の評価とか位置づけはどうかというのが第一の質問であります。

それから第2の質問は、こうした団体活動の活性化に向けて、補助金とか事務所とか、あるいは事務員の在り方を含めた行政の支援をこれからどう考えるかというところですね。もちろん人もお金も出したら済む話ですけど、単に出せとかよこせじゃなくて、そういうことの在り方を含めて考える、どう考えるかということだろうと思うんですね。

国際化の面で言えば、近年、経済活動のグローバル化に伴って、町内にも外国人がたくさん増えています。750人以上。都会に比べるとその比率はまだ少ないですけども、韓国・朝鮮籍以外の人でも500人以上おる。役場での連絡とか告知とか、そういうものを含めた日常生活の上での翻訳・通訳、あるいは、家族や子どもの学生生活、学校生活、暮らし。それをどうして支援していくかというのは課題なわけですね。

かつては国際化という言葉は、言わばお客さんとしての外国人をどうもてなすかと。あるいは、こっちから外国へ旅行するときに英会話はどうするんねとかそういう一時的な交流、そのの意味合いが強かったわけですがけれども、今の国際化はちょっと違ってきていますね。

同じ住民として、この町で暮らす外国人、どう一緒にうまくやっていくかという、多文化共生の視点でのそういう点での国際化という意味合いが強くなっているわけですね。

町の第5次総合計画、これに多文化共生という文言は入っていないんですけれども基本目標の3、つながりを深め、豊かに暮らしたい、その基本施策1、「地域の様々なつながりを支えるには、誰もが互いに人権を尊重し、地域の中で豊かに暮らせるよう、地域における人と人との関わり方の変化を踏まえつつ、住民事業者、行政が相互に連携・協働できる、協力して働く協働できる仕組みを構築し、地域全体の活性化を図ります」とあるわけですね。

当然、先ほどの御質問でもありましたけれども、この地域の中に外国人や障害者や健常者、そういうのを問わず様々な多文化、まさにこれが共生しているということになるわけですね。

観光振興の面で言っても、近年やっぱり活性化、求められる時代だろうと思うんですよね。これも、5次総で言うと同じ基本目標のところ、基本施策1のところですがけれども、商工業の活性化という項目があって、「デジタルマップなどによる情報発信やイベントの開催を通じて、地元企業や商工会、観光協会などの関係団体が連携することで、地域での一体的な活性化を図りますと。事業者支援などを通じて、地元中小企業の活性化を図ります」とありますね。

こういう観光交流面含めて、交流人口を呼び込むということは、5次総ともう一つの基本目標にも関わってくるわけですね。6、自治・行政のところ。みんなの暮らしたいを支える。地域ブランド力の向上と発信、それそのものなわけですね。地域資源を生かす、町の新たな魅力をつくり出すことで地域資源を活用し、まちの新たな魅力をつくり出すことで、郷土愛の醸成と町の活性化を図ります。町の魅力や情報などを幅広く発信していくことで地域ブランド力を向上させ、移住人口や関係人口の増加を促進します。

そういう町の素材、コンテンツをいかにアピールするかというところ、これも一つ

の地域ブランド力の向上という面そのものではないですかと思うわけですね。

以上、時代の要請によってその国際化への対応、あるいは観光振興の対応、そんな
いろんな要素が強まる中で、こういった面に関するところの特に関わる国際交流協会
や観光協会、こういうところの支援を今後どう考えるべきかというのが質問でありま
す。

以上、質問させていただきます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。15番、田中議員の一般質問、町
補助団体の役割と行政の支援について答弁します。

本町の国際交流協会及び観光協会につきましては、それぞれ設立以来、各協会ごと
の目的とする分野において、地域住民や関係団体、企業等との連携の下、多様な活動
を展開し、地域の活性化に大きく貢献されてこられたものと認識しております。

国際交流協会については、「国際交流事業を効果的に実施することにより、府中町
の国際化に寄与するとともに国際相互理解の推進と国際友好親善の促進を図ること」
を目的に、平成3年7月18日に設立されました。当初は商工会に事務所を設置され
ていましたが、平成19年にくすのきプラザ2階に事務所を移転され、現在に至って
おります。

観光協会は、「府中町の観光事業の向上発展を図り、地域産業文化の推進に寄与す
ること」を目的に、昭和36年3月11日に設立されました。事務所は当時の商工会
内に設置され、その後は老朽化による建物解体に伴い、平成29年に鶴江のダーナサ
イナスに移転し、現在に至ります。

それでは、1つ目の御質問、両団体の設立の経緯を踏まえ、これまでと現在の活動
をどう評価するか。社会のニーズ、行政施策を補完している点をどう評価するかに答
弁します。

国際交流協会では、外国人住民との交流事業や日本語学習支援、異文化理解の促進
のための事業などを通じて、誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実
現に寄与されてこられました。国際化の進む中、引き続き国際交流や国際理解推進の
ための活動に意欲的に取り組んでおられます。住民主体による支援や交流活動は、地
域にとって大変有意義なものであると受け止めております。

また、観光協会では、観光資源を活用した情報発信や各種イベントの開催などを通じて、町の魅力向上や地域経済の活性化に取り組んでこられました。

例えば、地域の多様な主体が関わるイベント、府中つばき祭りや観光フェスタなどで町の魅力を内外に発信し、本町のブランド力向上やにぎわい創出に寄与されていると認識しております。

このように、両協会は、それぞれの特色を生かしながら、地域の国際交流や観光振興などに今後もその力を十分に発揮していただけるものと期待しております。

2つ目の御質問、自治体の国際化・観光活性化に向け、補助金、事務所、事務員などの在り方を含めた行政の支援をどう考えるかについて答弁します。

国際交流協会及び観光協会が今後さらに国際友好親善等の促進、観光振興を推進していくためには、それぞれの自主性・主体性を尊重しながら、行政としても必要な支援を行っていくことが重要であると考えています。

補助金については、協会の健全なる活動を支援し、国際友好親善等の促進、あるいは地域の観光振興に資するため、事業費等の一部に対して交付しているものです。

事務所については、両協会とも府中町の中でも利便性の高い平地にある公共施設を使用許可しており、各協会の安定的な運営を支援しております。

また、補助金の一部を管理費や人件費に充てられることとしており、各協会の事務の円滑な遂行についても支援しているところでございます。

町としても、各協会それぞれの自主性、独立性、独自性を尊重しつつ、行政目的に応じた活動に対しては協調・協力をし、また要請があった場合は相談等に丁寧に応じながら、各協会がそれぞれの活動を通じて地域の活性化に寄与するよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 答弁ありがとうございます。

私の質問で言うと、最初の第1の質問は、この2つの団体が行政を補う役、そういう意味合いも担っているんじゃないかという問いかけだったわけですがけれども、御答弁によると、団体の活動は非常に評価していただいておりますけれども、その行政との協働というところまで、行政を補うというところまでの視点がちょっと弱いと

いうふうな御答弁だったと思います。

活動ぶりの有意義さはもちろんですが、先ほど言いましたように、位置づけとしては、やはり公益的な活動として補助しているという位置づけなので、この辺は少しそういう見方を改めていただきたいなと願うところでありますね。

それから第2の質問で、補助金や事務所など、具体的な支援の在り方についてもどう考えるかということですが、御答弁は、非常に団体の独立性とか尊重をするという言い方で、かなり頑張っただけというようなニュアンスが伝わってくるわけですが、確かに金額で言えば、国際交流協会には年間120万円、観光協会のほうには年間136万円、近年ほぼ同額の補助金が投じられている。事務所も国際交流協会くすのきプラザの一角であり、観光協会は鶴江のダーナサイナスの一室、これを無償提供、これは大きな支援だと思いますね。ただ、利便性の高い平地と言われて、鶴江のダーナサイナスは利便性が高いのかどうか、ここはちょっと見方があるかなという気がします。

そういう財政的な支援、あるいは事務所の提供といった物理的な支援、これを今後とも維持していくという御答弁でした。それは大事なことだろうと思うわけであります。

そこで第2の質問、再質問ですが、お尋ねというよりは、こういったことを踏まえて、多少こういった団体の歴史的な経緯を振り返りながら、やはり現在の課題と今後を展望した問題提起、私の意見も踏まえて、そういう問題提起とさせていただきたいと思います。

まずは国際交流協会ですが、この設立の経過を見てみますと、発足は先ほどの答弁にもあった平成3年7月ですね。1991年、35年前です。協会の目的は御答弁にもありましたけれども、国際相互理解と友好親善の促進です。設立時の役員を見ると、町内企業のハマダ、ヒロテック、この経営者が会長や役員として名前を連ねておられます。

この設立1991年の2年前の1989年に、ハマダはマレーシアに合弁会社をつくり、そしてヒロテックも、その前の1988年にアメリカミシガン州に進出しているわけですね。そういう町内企業の動きとタイミングの合ったときに、商工会役員でもあったこういった有力者たちが国際交流協会を設立したという形になっていますけれども、一方で、このときの状況から見ると、町のほうとしても産業振興あるいは国際化というその行政対応に迫られて、一部の人に聞くと、いや、逆に町のほうから声

をかけたんじゃないのというような声も伝え聞くわけですね。そこはちょっと設立趣意書からは分かりませんが。

ですから、そういったただ状況を裏づけるかのように、設立年度に町がいきなり200万円を補助しとるわけですね。これは教育予算からの出費なので、ちょっと何と言いますか、国際交流・人材育成の意味合いが強かったのかなと。産業振興というよりは、国際交流の意味合いが強かったのかと思うわけですが、これによって、設立からいきなり国際交流協会の町民を募った東南アジアツアーが実現して、7人がこの補助金に自己負担金を倍以上は加えて現地を訪れておるわけですね。自治体を訪ねたり学校へ行ったり、企業を訪問して交流を深める。大きな成果を上げておるわけですね。

この海外研修自体は、その後10年ぐらい断続的に町の補助金が出たときに実現するという形を取っておられて、今は行われておりませんが、協会はほかの活動も語学教室や講演会や交流会など、どんどん活動の輪、裾野を広げていったというところですね。

最近の国際交流協会の課題でいうと、やはりさっきも言いました多文化共生へのこの対応も求められていると、そういうところだということですね。確かに府中町など安芸郡4町と広島市は、平和公園の国際会議場に外国人の相談窓口を共同で設けているんですね。ただ、場所としては、どうしても平和公園まで行かないといけないわけですし、電話相談もできて通訳の派遣のようなものもあるわけですが、共同で設けている。やっぱり交流や多文化共生の身近なところのボランティアが声を掛け合っ

てできるということも、これも重要じゃないかと思うわけですね。

ですから、最近の国際交流協会では物価高もあって、人的な経済的な活動にも限界が来ていると言われるわけですね。先ほど触れたように、もちろん町民の海外研修などは行われず、町民向けの英会話教室も今年は中止ということで、活動がちょっと制約を受けておるようですね。外国人の家族や子どもを含めた社会参加への支援、これもなかなか手が回りにくくなっているという、悲鳴といいいましょか、そういう声も聞くわけですね。去年は中国人の子どもの学校支援で、ボランティアではちょっと限界があったのかなというような声もお聞きしました。

そもそもというか、もともととといいますか、外国籍の人、特に働き手として日本に引っ越してこられた方は、所得税や住民税や健康保険税をしっかりと払って、しかも、

若い世代だけに医療や介護の手にあまりかからないと。つまり、本当に支えてくれている人たちなわけですね。

これは、1月4日付の中国新聞の記事ですけれども、今や日本国内の20歳代の9.5%が外国人住民。日本における20代は1割が外国人なんですね。社会保障の支え手になっているんだと。これは、総務省の住民基本台帳データを分析して、そういうことを報じられている。そういう実情があることは、私たちもしっかり認識しなければいけないと思うわけですね。

もちろん税金をようけはろうとるけえ、何とかしんしゃい言うわけじゃない。外国人の暮らしも日本人と同じように、行政も含めてみんなで支え合って支援していく。これは、政府や自治体の仕事としても当然出てくるということですね。

そういうときに、地域で身近な隣人として橋渡し役を担うボランティア精神あふれ、語学力もあったりするそういう団体の活動は、大きな頼りになるんだろうと思いますね。共にみんなで支え合い、支援し合うということが、ますますこれから求められてくるだろうと思うわけですね。

それから、これはなぜか分らんですが、ひとつ、町の補助金交付要綱ですけれども、先ほど触れたように、町内の多数の団体の公益性を支援する規則が町の補助金、正式にはさっき言いましたけど、補助金の支援する町補助金等交付規則があるわけですから、なぜか国際交流協会にだけは独立した補助金交付要綱が定められているんですね。

協会が設立された12年後の平成15年に定められた要綱ですけれども、これは何を意味するのか。ほかの団体とは別格の規定をうわで定めている内容でありまして、こういう活動には補助が出せるんよという要綱なんですけれども、この辺は平成15年の状況とかを見ると、やはり時代のニーズに応じて、町としては団体の活動を重視したのではないかなと勝手に思う。勝手にというか、思われるわけですね。こうした経緯も考えるべきじゃないかと思うわけです。

それから、一方、今度は観光協会のほうですけれども、これも行政との関わりを振り返ってみますと、設立された昭和36年3月11日、1961年ですね。国際交流協会よりも30年古い今から65年前の設立。初代の会長は筒井留三さん。シンコーポンプ、今のシンコーの経営者ですね。府中町にあった広島青少年文化センターの設立者でもあられます。地域思いの方だった。その青少年文化センターは昭和39年で

すから、それよりも先に筒井さんは観光協会をつくられて会長になったという、そういう時代の要請もあったかもしれませんね。

町の自治振興課に残る古い資料を見ますと、当時の資料は府中町商工会の便箋が使われたりしているのが分かって、筒井さんだけではない、商工業者、商工会が関わっているのがよく分かるわけですね。これは、国際交流協会と似た経緯なわけです。

ただ、商工業者が自分の事業のためにつくったんかいなと、これはさっきの国際交流協会のときもありましたけど、どうもそうじゃないんですね。町の当局も、設立当時からしっかり関わって支援しとるんですね。昭和36年の設立祝賀会は、当時の難波巖町長が呼びかけ人となって祝賀会は寿司福別館で開かれているんですね。昭和36年の寿司福別館ですから、多分、相当力が入っていたんじゃないかと思います。それを町長が呼びかけて、町に観光協会ができたというんでやっておる。

やはり協会の設立初年度から、いきなり町は10万円を補助している。協会の初年度予算が企業人がいろいろ金を出した年間40万9,000円のうち、10万円が町の補助金としてスタートしておるわけですね。

設立趣意書を見ると、府中町は伝説的にも由緒ある旧跡が多くとか、一面、東部山林地帯には山紫水明の峡谷美を誇る水分峡があり、この旧跡とこの水分峡をつなぐドライブウェイを兼ねた林道も開発中であり、これの完成が急がれます。云々云々と。町当局におかれましては、事業完成にその御努力あらんことを、町と一体になって、町も補助金を出して観光振興に努めようぜということが設立なわけですね。

現在の観光協会は、商工会とは離れて、役員も経済人でない人が大分増えていますね。でも、ボランティアだからこそこ、ボランティアのスタッフは国際交流協会ほどは多くはない。ですから、今、つばき大使などのイベントとか去年のイオンの行事など、この人が手いっぱいという状況のようですね。ですから、活動を発展させるのには、今の人的・経済的体制では限界があると。

水分峡フェスタが去年イオンで行われたのも事件や熊のせいもあるんですが、一つには、やはり水分峡でやると手間とお金がかかるという側面もあって、イオンでやったというそういう面もあったようですね。

府中の本来の観光アピールで言えば、やっぱりシンボルは水分ですね。イオンじゃない。イオンであっていいんじゃないけど、水分ですね。何とかしたいというのは、それは町内外の思いだろうと思うんですね。このイベントの在り方も、協会のほうでも

いろいろ苦心して来年以降のことも考えられているようですが、なかなか水分のアピールのところに結びつくだけの体制と資金がどうだろうかというのが課題のようですね。

課題で言えば、先ほどの鶴江の事務所ですね。観光協会とか本来そういう外に向けた組織のガイダンス窓口は、やっぱり外から来やすい、分かりやすいところにあるのがベストなわけですね。今のところ、鶴江は観光に適していない場所かという人多分そうだろうと思うんですけども、倉庫としては、今の事務所がすごく役に立っている。テントのパイプだとかなんともちゃんと置く場所があるので役に立っているわけですけど、やはり一時、それよりイオンの中のつばき館にカウンターが置かれていたように、何かやはり外部との窓口的な役割も考える必要があるわけですね。だから支援とか人的体制、あるいは事務局の体制も、これは一つの課題じゃないかと思うわけですね。

そうした中で、この時代の要請で観光面を考えると、新たな展開はやっぱり下岡田の遺跡の国の史跡指定です。5年前に指定されて、今は真上にアパートが建ちよるんですけども、保存活用計画は再来年のスタートです。府中公民館をガイダンス基地として、古代山陽道を経て下岡田の遺跡、そして、道隆寺上の赤羽根新四国八十八か所霊場や岩屋の観音水分峡呉娑々宇、そういう歴史と自然を結ぶ観光ルートの開発は、これはもう外から見ても府中町民はあんまり感じないわけですけども、外の人から見ると、これなんか面白いの何で力入れんのねという声を時々聞くんですね。これは観光面での時代の新たな要請じゃないかと思います。そういう府中のブランド、これをアピールすることも、観光協会を含めた大きな課題じゃないかと思うわけですね。

もう一つ、観光の窓口ということでやっぱり視野に入れておかなければならないのは、広島市は当然、連続立体交差事業ですね。向洋駅を高架化して、その高架下を駐輪場や何やらいろいろ使う。15%は公共分として町が使える約束になっているわけですね。向洋は区画整理も合わせて、あの一帯の再開発によって町の大きな玄関口になるわけですけども、その中の15%の公共分をどう活用していくか。これは、観光面にもらんだことを考えないけんのじゃないかと思うわけですね。いろんな課題が観光面にも現代的、あるいは展望するとあると。そこらをにらんで、協会との関わりも考えないけんのじゃないかと思いますね。

ちょっと余談ということもないんですが、府中の観光資源について考えてみますと、

町民はあんまり意識していないんだけど、実は、府中は江戸時代から広島市の一大観光地だったんですね。これもちょっと勉強会でいろいろお聞きするんですが、広島藩からたくさんの人が、あるいは遠くから府中町に観光にやってきた藩主、庶民、両方が。一つは、龍仙寺の大庭園ですね、栢原山地。これは、残念ながら1836年、江戸時代の終わりに水害で流されたわけですが、ここは菅茶山さんを含めた多くの文人墨客が訪れて、あそこには谷文晁の絵が残って自慢になっているわけですが、一大その片りんを見せる龍仙寺は宗教施設ですが、観光地だった。

それから、道隆寺の上の先ほど言った新赤羽根四国八十八か所霊場。ここも1804年、やっぱり江戸時代の終わり頃ですけど、広島城下からたくさんの庶民のお参りがあってにぎわった。町長の御近所の長福寺も、あそこも昔はもつとにぎわって、広島市内の有力者が結構檀家が多かったらしくて、お祭りはにぎわっていた。

それから水分峠の草摺の滝は、これはやっぱり江戸時代から名所で、草摺の滝という名称は頼春水の命名だと言われるわけですね。山陽のお父さんですね。やはり藩士にも有名だった。

芸藩通志の中には、呉娑々宇の登山記が載っとるんですね。藩士の儒学者、名前書いてなくてすみません。広島藩の儒学者の侍が何人かでピクニックに行って、途中のあの岩はすごいぞ、いろんな岩があって楽しい、こんな岩があるこんな岩がって書いてある。頂上近くの例のバクチ岩のところで、この上でよし弁当を食べようぜって、いや待て、頂上へ行って食べようぜなんてそんなことが書いてある。それで、見事呉娑々宇の上で弁当を広げてまた降りてきたと。やはり広島城の藩士や庶民も含めて、府中っていうのは観光として素材があるわけですね。

神武天皇が7年おったんよというところは非常に伝説ですけども、それ以外でも、この近世でも非常に拠点であったと。ここに今度、揚倉のレジーナが加わったりするわけですけども、こういったことをにらんでやっぱり掘り起こすためには、住民の協力も必要ではないかと思うわけです。

それから、こうした住民団体、観光協会、国際交流協会を含めてですけども、住民団体の事務所の支援についても一つ考えるヒントになるのが、海田町の市民活動センターですね。これは、別にこれをまねせよというわけじゃなくて、こんなやり方もあるよということなんですけど、あそこへ行ったらちょっと話を聞いたりしたんですけども。

3年前の令和5年4月に海田町の役場を建て替えたときに、庁舎の1階に住民活動センターという部屋を確保したんですね。以前はプレハブにちょっとあったんですけど。1階の出入口のすぐ脇の守衛所のようなあまり広くない部屋ですけれども、そこに自治会連合会と国際交流協会と町の公衆衛生推進協議会、この3団体がデスクを構えておるんですね。事務員を配置している。パートですけれども。府中と違うのは、自治会連合会がそういうデスクを持ったりしとる違いですけれども、その海田の住民活動センターの中にある自治会連合会の職員は、町の職員、会計年度職員が配置されたりしておるわけですね。

そんなこんなでその3つの団体が同居して、3人の事務員さんは仲がいいんだろうと思われそうですが、いろんなやり取りをして、電話連絡なんかも応答しできるということですね。その部屋の外には小さなロッカーがずらりと並んでおりまして、連絡用のロッカー、ここは登録した住民団体が20個近くですけれども、資料とか小物を入れて預けたりして、住民活動の連絡ボックス役、郵便ボックス役を担っているんですね。

ここはさっきの3団体以外にも、本当に楽しく歩こう会とか、山の会とか瀬野川の会とか、あるいはギャラリーちゃというイベントグループだったり、そんなのがロッカーを持っておるというわけですね。別に重ねて言いますが、それがいいというわけじゃないけど、こういうのも参考になると。事務所の在り方だと思いますね。

ついでに海田町で言うと、同じ西国街道で連なる府中町ですけれども、観光協会はないんですね、あそこはね。ないけれども、観光協会以上に観光的な働きをする住民団体の西国街道・海田市ガイドの会というのがあって、これはあそこの県の重要文化財であるところの千葉家住宅を拠点に活動されている。駅の近くだし、隣は織田幹雄スクエアがある海田公民館だし、すごく恵まれたところであり、それは団体にとっても恵まれているけれども、外から来る人たちにとっても非常に良い拠点になっているわけですね。海田町のその宿場町だったというブランド、あるいは歴史の大きなその後は郡役所かもしれませんが、大きな中心だったというそういうブランドをアピールする務めを果たしておられるわけですね。海田の例は、ちょっと参考になることかもしれません。

以上、国際交流協会と観光協会の2つの団体の振り返りながら、現在の課題と若干のほかの事例なんかと比べたところを考えてみるわけですが、やはり一定に行政を補完し、まちづくりや都市機能を高める役割を果たしておって、さらに力を発揮

できるそういう潜在力も持っている団体だろうと思うんですね。

シティプロモーションという言葉がちょっと町長のほうからもでてきましたけど、まさにこの魅力を伝えて人を呼び込む施策を促す、そういう方策のことだろうと思いますけれども、町の魅力を発信する、魅力がなければ発信できないけど、あるわけですからね、いろんなコンテンツとして。これをきちっと発信し呼び込む、そういうプロモートは、こういった住民団体との協働でさらに力が高まるんじゃないかと思うわけですね。

いささかちょっと一方的な分析と意見と提言ということになりましたけれども、こうした団体の今後の支援の在り方をぜひ考える、そういう行政との関わりをさらに持つて考えるということが必要じゃないかということ定義させていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第6項、町補助団体の役割と行政の支援、15番、田中議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設消防関係の質問を行います。

建設消防関係、第1項、揚倉山健康運動公園再整備における今後の具体的な取組について、17番、狩野議員の質問を行います。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野でございます。通告書に従い、質問を行います。

揚倉山健康運動公園再整備における今後の具体的な取組についてです。

現在、府中町では、3つの大きな整備事業が動いている、あるいは動き始めています。これらはこれからの府中町を発展させ、より住みやすい町へと変革させる重要な事業であると考えております。

3つの大きな整備事業についてですが、1つ目は、向洋駅周辺土地地区画整理事業です。

本事業は、広島都市圏東部の拠点づくりを進め、府中町の南の玄関口にふさわしいゾーンの創出を図るものです。広島市東部地区連続立体交差事業とも連動しており、完成までにはもうしばらく時間を要します。多くの住民の皆様が完成を待ち望んでおり、議会でも関心が高く、これまでの一般質問でも、駅周辺の整備等について多くの議論が交わされてきました。

今後とも、工事の進捗状況を注視してまいりたいと考えております。

2つ目は、府中南公民館の建て替え事業です。

建設後60年以上が経過し、老朽化した公民館を建て替えるもので、令和12年度のリニューアルオープンを目指しています。今年の秋には現公民館での各種活動が終了し、その後、移転作業が始まります。利用されている団体の皆様には、一時的に他の施設へ活動場所を移していただくこととなり、御不便をおかけしますが、新しく生まれ変わる南公民館を楽しみにしていただき、御理解と御協力をお願い申し上げます。

そして3つ目が、今回の一般質問のテーマである揚倉山健康運動公園の再整備事業です。

本公園は整備から30年以上が経過し、設備の老朽化対応や多様化するニーズに応え、公園全体のにぎわいを創出するために再整備を行うもので、まさにこれから本格的に事業が動き出す局面を迎えています。

本事業は、再整備と同時に利活用が重要なテーマとなっています。整備された施設の価値を最大限に引き出し、目的に沿って活用することこそが利活用です。

主な整備内容としては、下段エリアのグラウンドの人工芝化、テニスコートの砂入り人工芝化、そして、観戦も可能なクラブハウスの設置が予定されています。住民の皆様が心身ともに健康な生活を送れるよう、快適にスポーツや運動を楽しみ、文字どおり健康運動公園としての役割を果たしていくものと確信しております。

さらに、サンフレッチェ広島レジーナの練習拠点としての利用は、サッカーを通じた地域活性化や府中町の対外的アピールにおいて大きな効果が期待でき、利活用の大きな柱になると考えております。

1回目の質問といたしましては、このように、町にとって注目度・期待度がとても高い揚倉山健康運動公園再整備事業ですが、町はそれに対応すべく、昨年度までの組織横断的対応ではなく、本年4月から建設部にスポーツ交流拠点推進課が新設され、前月の臨時議会における財産取得に係る議案においても当課が対応されていましたが、スポーツ交流拠点推進課が取り組む事業の展開やその内容、また、こういった成果を求めているのかについてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。17番、狩野議員からの一般質問、揚倉山

健康運動公園再整備における今後の具体的な取組についてに答弁いたします。

W A C T O R Y パーク揚倉山は平成 3 年に都市計画決定され、多目的広場を天然芝で整備した後、平成 8 年 1 0 月に開催されたひろしま国体のサッカー競技場となった町内唯一の総合公園でございます。

その後、上段・南エリアは、平成 1 3 年にテニスコート 1 面、平成 1 4 年にクラブハウス、平成 1 5 年にテニスコート 2 面を整備し、令和 3 年 3 月には人工芝グラウンドとしてリニューアルし、その後、高い利用率を維持しております。

一方、下段・北エリアは、平成 3 0 年豪雨災害時に災害で発生した土砂などの仮置場として利用したことから、土のグラウンドのままとなっており、また、照明設備もないことから、上段・南エリアと比べますと利用率は非常に低く、平日では約 6 % と大きな課題となっております。

議員御指摘のとおり、揚倉山健康運動公園の再整備につきましては、これまでに常任委員会や全員協議会などで御説明してまいりましたとおり、多様化する公園のニーズや公園施設の老朽化に対応するとともに、公園全体のにぎわいの創出、そして、町のまちづくりに向けて、本公園のポテンシャルを最大限に引き出すことを目的としており、令和 6 年度に策定した再整備・利活用に関する基本構想で掲げる基本コンセプト「たのしみ」「つながり」「げんき」を実現するため、今年度 4 月に建設部内に「スポーツ交流拠点推進課」を新たに設置し、施設の整備に係るハード面と、今後のまちづくりを醸成するためのソフト面に取り組むものです。

それでは、議員御質問のスポーツ交流拠点推進課が取り組む事業の展開や内容と、目指していく成果について答弁いたします。

スポーツ交流拠点推進課が円滑な事業・施策の推進に向け取り組む内容としては、まず 1 点目として、再整備に係る詳細設計及び施工に関することです。

本件につきましては、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づく P a r k - P F I 制度として、先月 5 月の臨時議会において、特定公園施設の譲渡契約を締結するため財産の取得について議決をいただき、株式会社鴻治組を代表企業とする（その他、株式会社異設計コンサルタント・大旗連合建築設計株式会社・カジワラヨウスケ建築設計株式会社）の共同体により、整備に着手しております。

現在、公園の詳細設計を行っており、今後も町が主体的に設計・施工に関与し、公共施設として高い品質と機能性を備えた整備を進めてまいります。

2点目は、管理運営に関することです。

本公園の管理運営については、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度として、本定例会において指定管理者の指定について議決をいただき、SPC特別目的会社である株式会社揚倉ネクストステージが管理運営を行うこととなりますが、地域住民のスポーツ、健康づくりの場として、そして、多様なレクリエーション活動の振興に資する場として利用者サービスの向上を図り、また、既存利用団体と情報共有しながら新規利用者にも利用しやすい環境づくりに努め、効率的かつ持続可能な管理運営を推進していきます。

3点目は、機運醸成と情報発信に関することです。

本公園下段エリアは、令和10年4月からサンフレッチェ広島レジーナが練習拠点として利用することになります。本町とサンフレッチェ広島は、連携を通じて地域の活性化と地域貢献を図ることとしており、議員御指摘のとおり、その活動やサンフレッチェ広島レジーナに関する情報発信を強化し、地域ブランドの向上に取り組み、本町とレジーナの認知度を向上させ、双方の魅力をさらに高めるよう機運醸成の取組を進めます。

4点目は、再整備事業に係る寄附促進活動です。

再整備には多額の事業費を要することから、個人版・企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用し、財源確保に取り組んでまいります。

最後に、本事業の推進により目指す成果についてです。

今回のWACTORYパーク揚倉山を再整備することで、町民をはじめ、利用者の皆様がライフステージに応じて元気でスポーツや運動に親しみ、その中で様々な交流が生まれることを期待しております。

また、現在利用されているサッカーやソフトボール、テニスなどの利用団体をはじめ、これまで以上に多くの方がスポーツを楽しみ、挑戦できる環境を整備したいと考えております。

その目的をより効果的に実現するため、サンフレッチェ広島レジーナとの連携により、トップレベルのスポーツに触れる機会や応援する機会を創出するなど、スポーツと地域活性化、まちづくりを融合した取組を推進することで、スポーツ振興はもとより、町全体のにぎわい創出、町民相互の交流促進、そして、広域的な価値の創出を目指してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問ございますか。

17 番、狩野議員。

○17 番（狩野雄二君） 答弁ありがとうございました。

スポーツ交流拠点推進課が新設されたことで、より整備や運営面等で町が取り組む内容が明確化された感じがあり、また、町の揚倉山健康運動公園を活用したまちづくりのスタンスが見える形で現れたようで、これからが楽しみであり、とてもポジティブに捉えたところです。

その中で、再整備事業に係る寄附促進活動で、個人版・企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを活用しての財源確保がありました。ふるさと納税については、府中町にとっては弱点とも言える部分であります。今回の再整備事業を一つの契機として積極的な取組をしていただき、財源確保を目指していただきたいと思います。

しかしながら、どれほど再整備によって公園の魅力が向上したとしても、当公園では、公園立地上の性質上、誰もが歩いて行ける身近な公園とは言えないのが実情です。揚倉山健康運動公園を真のスポーツの交流拠点として多くの方々に利用していただくためには、山の上にある公園へいかに足を運んでもらうかというアクセス対策を真剣に考えねばなりません。

住民の皆様からも、山の上にあるため、自動車がなければ行けないという声が多く聞かれます。電動自転車やバイクなどの手段はあるものの、現状ではどうしても自動車に頼らざるを得ない状況にあります。

さらに、これまでとは大きく異なるのは、サンフレッチェ広島レジーナの練習拠点となった後は、町内外から多くの練習見学者が来場されるという点です。このような状況を勘案すると、揚倉山健康運動公園まで公共交通機関でアクセスができる手段の確保が不可欠であると考えております。

例えば、府中町が運行しているコミュニティバスつばきバスのルートを変更し、揚倉山健康運動公園の上段、あるいは下段まで路線を延長するというアイデアも考えられます。

それでは、2 回目の質問をいたします。

つばきバスのルート変更を行うには、既存ルートへの影響も大きく、クリアすべき多くの課題があると思いますが、拠点を生かすためには、移動手手段の確保が必須と考

えます。

町は今後、揚倉山健康運動公園までの公共交通機関による移動方法の確保について、どのようなお考えを持っておられるのかを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。狩野議員からの２回目の質問、揚倉山健康運動公園までの公共交通機関での移動方法の確保について答弁いたします。

現在、当公園へアクセスする公共交通機関としましては、公園へ直接路線バスやつばきバスといった公共交通の乗り入れはないものの、広島電鉄株式会社が運行している路線バス、広島電鉄２号線、府中ニュータウン行の路線で、安芸府中高校入り口バス停及び当路線の終点である府中ニュータウンバス停から徒歩で来園することができます。ちなみに、安芸府中高校入り口バス停は、つばきバスのバス停でもあります。

当町ホームページでは、公園案内で府中ニュータウンバス停下車徒歩６分と案内するとともに、バス停から公園までのルート写真を写真付で分かりやすく案内しています。

実は２週間ほど前に、私がこの２つのバス停から当公園の上段まで実際に歩いてみました。安芸府中高校入り口バス停からでは約１０分で到達いたしましたが、高低差が約８０メートル近くあり、公園にたどり着いたときは息が上がり、とても疲れました。一方、府中ニュータウンバス停からは、先ほどホームページへの掲載では徒歩６分と申しましたのに対し、約５分ほどで到着いたしました。安芸府中高校入り口ルートほどではございませんが、距離のある階段があり、若干の疲労がありましたが、比較的容易にたどり着いたといった感想でした。

また、６月１４日日曜日に当公園で行われた中国サッカーリーグ公式戦「ヴァリアモレ安芸対福山シティＦＣ」の試合ではかなりの観客数があり、盛況の様子が新聞の記事にもなりましたが、その当日も周辺調査をいたしておりますが、府中ニュータウンバス停から来園する方々もいらっしゃることは確認しています。

このようなことなどから、一見バス停から当公園までの時間からすると、アクセス性も良いかとも思われますが、実際にはバス停から当園までは高低差があり、疲労を伴うアクセスとなっていること、さらには公園内を移動する場合、上段から下段に行く際も高低差を要した道のりとなるといったことなどから、幅広い公園利用者層の視点からすると、課題があるのではと現状を捉えています。

議員御質問の中でもございましたが、公園再整備に伴い魅力が向上し、来園者が増加する見込みに対する受入れ環境として、例えば、つばきバスのルートを担当園へ含めるといった考えについてでございますが、御承知のとおり、つばきバスは令和4年10月からイオンモール広島府中を発着場として町内を8の字に循環、右回りと左回りの2系統、1週の運行時間は約1時間20分のルートダイヤとしてリニューアルしています。現在まで約4年が経過しておりますが、コロナ禍で一旦落ち込んだ利用者数は年々回復傾向にあり、事業担当課では、現在のルート・ダイヤは定着浸透しているといった受け止めをしていますので、大幅なルート変更は、ダイヤや運行便数に及ぼす影響が大きいと想像されます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、当公園は大幅に再整備し、魅力を向上させる事業を行うわけですから、広く多くの方へ気軽に身近に来ていただきたいといったことから、今後、つばきバスについて、運行事業者である広島電鉄さんの意見や見解、また、府中公共交通協議会での議論も踏まえながら、ルートを見直すべきかどうかといったことも含めまして調査研究してまいりたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 御答弁ありがとうございました。

また、今回の答弁をされるに当たって、実際に現地に行って歩いていただいたということで、非常に説得力のある答弁として受け取っております。府中ニュータウンバス停から約5分で歩けたということですが、確かに歩けない距離ではありませんし、適度な運動になって健康にはよいのかもしれませんが。

答弁の中にもございましたが、やはり高齢者や子ども連れをはじめとする幅広い公園利用者層の視点から考えると、やはり課題があると思います。

交通手段については、府中町としてもこれまで検討を重ねてこられ、今後も知恵を絞りながら、多角的な検討を進めていかれるものと存じます。

一口にルート変更といいましても、それに伴い多くの課題が生じるため、少し寄り道をすれば済むという単純な話ではないことが改めて浮き彫りになりました。本件は、揚倉山健康運動公園単体の問題にとどまらず、町域全体におけるつばきバスの運行ルートに関わる極めて重大な課題を含んでいると認識をいたしました。

最後に要望を述べさせていただきます。

部長答弁にもございましたが、府中町におけるスポーツ振興はもとより、町全体のにぎわい創出、町民相互の交流促進、広域的な価値の創出を目指すとされてきました。スポーツ振興と地域活性化を一体的に推進するため、サンフレッチェ広島レジーナを中心とした交流イベントの開催及び誰もが利用しやすいスポーツ施設としての交通手段を含めた環境整備に向けて取り組まれることを期待しております。

揚倉山健康運動公園の再整備事業について、住民の皆様が今回の再整備が行われてよかった、そして、サンフレッチェ広島レジーナの練習拠点になってよかったと実感できるよう、府中町におかれましては、最善を尽くして本事業に取り組んでいただくことを強く要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、揚倉山健康運動公園再整備における今後の具体的な取組について、17番、狩野議員の質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は1時からとします。休憩。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

続いて、建設消防関係、第2項、「都市再生」と府中町の未来、16番、二見議員の質問を行います。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見伸吾です。

「都市再生」と府中町の未来について一般質問いたします。

先月発表されました2025年国勢調査によると、広島県の人口は5年前の調査に比べ12万人減少し268万人、県の人口が270万人を下回るのは、1975年以来50年ぶりです。増減率もマイナス4.2%で過去最大となりました。

広島県ばかりではありません。千葉県と埼玉県は1920年の調査開始以来初めて減少し、神奈川県と愛知県は戦後初のマイナス、都道府県で増えたのは、東京と沖縄の2つだけであります。

政令市にも異変が起きています。20ある政令指定都市のうち13市が減っていま

す。広島市は117万人で増減率はマイナス2.4%、1947年以来、78年ぶりの人口減少であります。日本の総人口は1億2,305万人。5年前の2020年から310万人減り、減少幅は少なくなっているものの、歯止めがかかっていません。戦後、日本の総人口は増え続け、1967年に1億人を超えましたが、2008年の1億2,808万人がピークでそこから減少に転じ、その勢いは増すばかりであります。

広島市のベッドタウンとして発展し、これまで人口を維持してきた府中町にとって、広島市の求心力低下は決して他人事ではありません。

また、当町の面積は10平方キロメートルで、山林など自然的土地利用が49%、住宅・商業施設・工場・道路などの都市的土地利用が51%です。現在でも盛んに住宅が建設されていますけれども、未利用地が少なく、これ以上の開発が難しいなど他市町とは異なる状況があり、府中町にふさわしいまちの在り方、再生の方法を独自に見つけ出さなければなりません。

以上のことを前提に、都市再生について一般質問いたします。

さて、都市再生ですが、この言葉が最初に登場したのは1999年、経済戦略会議の答申においてです。

都市再生には2つの狙いがありました。1つは、バブル経済崩壊後の不動産不良債権問題の処理を進めること、言わば敗戦処理であります。もう一つは、バブル経済の破綻を逆手に取って土地の流動化と都市機能の高度化を図り、新たな成長基盤をつくること、経済再生であります。この2つの狙いを実現するため、2002年に都市再生特別措置法が制定されます。

都市再生特別措置法は、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に都市が十分対応できていないという認識の下、都市機能の高度化や居住環境、防災機能の向上を図ることを目的としております。

この目的を達成するための具体的な手法として、1、民間都市再生事業計画の認定、2、建物の高さや容積率の規制緩和、3、市町村がつくったまちづくり計画・都市再生整備計画に対する交付金、コンパクトシティの形成を促す立地適正化計画などが用意されています。

国の都市再生政策は、大都市向けのものと、その他の中小都市向けのものの2本立てになっています。バブル崩壊による影響が大きかった大都市に対して特別な手だ

てを打ち、国際競争力を強化することが施策全体に貫かれています。

大都市向けの施策は、当然ながら当町のまちづくりに活用することはできませんし、役立つものでもありません。したがって、ここでは主として、当町が活用できる施策に焦点を当てて検討いたします。

一般の都市における都市再生は、市町村がつくる都市再生整備計画に基づく都市再生施策と立地適正化計画によるコンパクトシティ推進の2本立てですが、立地適正化計画については2021年6月議会で一般質問しましたので、今回は割愛いたします。

まず、都市再生整備計画に基づく都市再生施策から見ていきたいと思います。

国交省の資料には次のように書かれています。都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として、市町村が作成することができる。都市再生整備計画には、まちづくりの目標を達成するために必要な事業、計画期間、区域、面積等を記載する。都市再生整備計画により、市町村の取組を交付金等により支援するとともに、計画への位置づけをきっかけとして、民間の取組を促進する。

都市構造再編集中支援事業及び社会資本整備総合交付金などによって、道路や公園、広場等のハード事業、各種調査や社会実験等のソフト事業などまちづくりを財政的に支援するものですが、この財政支援は立地適正化計画を策定していることが条件となっています。

そこで伺います。

当町では、都市再生整備計画をつくったのでしょうか。作成済みであれば、その概要を教えてください。

都市再生施策の2番目は、都市再生事業への民間企業の参画です。

都市再生は、民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することが期待されています。市町村が定めた都市再生整備計画の区域、あるいは国が指定する大都市圏の都市再生緊急整備地域において民間事業者が個別の開発事業を実施する際、国土交通大臣の認定を経て、金融支援や税制上の優遇措置を受ける仕組みが民間都市再生整備事業計画や民間都市再生事業計画の認定制度です。

これらの認定制度を使い、事業を進めていく上で重要な役割を果たすのが、1、特定都市再生緊急整備地域、2、都市再生緊急整備地域、3、市町村が策定する都市再

生整備計画区域というエリア指定であります。どのエリアなのかによって、国からの支援に違いがあります。

1つ目の特定都市再生緊急整備地域は、最も手厚い支援を受けることができます。都市再生の決定が迅速化されるほか、容積率や日影規制も大幅に緩和されます。また、税制と金融の両面において手厚い支援があります。都市の国際競争力の強化を図る上で特に重要な地域として国が指定するものですが、大都市に限られ、広島市の駅前や中心部、中心部も広島都心地域として2020年9月に指定を受けています。

この広島都心地域における民間都市再生事業の国の大臣認定案件は、以下のようなものがあります。広島銀行新本店ビル、広島JPビルディング、新広島新JR広島駅ビルミナモア、KAMIHACHI X、こうしたビッグプロジェクトが国の認定事業として次々と進められ、広島市は戦後最大ともいわれる再開発ブームを迎えています。

次に、都市再生緊急整備地域です。

都市再生緊急整備地域は、税制優遇、一般社団法人都市再生推進法人などから金融支援を受けることができます。2025年4月1日現在、全国で54地域が指定されており、広島県内においては、広島市と福山市の2地域がこの指定を受けています。

3つ目は都市再生整備計画区域です。

民間都市再生整備事業の認定により、都市計画提案制度の活用、MINTO機構・民間都市再生推進機構による債務保証や資金の資金拠出などの資金サポートが受けられます。

民間都市再生整備事業は2025年4月1日現在、全国で54の個別事業が認定されており、広島県内では府中市恋しき保存再生計画、広島市東区若草町地区第一種市街地再開発事業、福山市東桜町地区第一種市街地再開発事業、尾道市瀬戸田町（仮称）瀬戸田ホテル建設計画、以上の4事業が認定を受けています。

都市再生施策の3番目は、都市再生推進法人の指定制度です。

この制度は、2007年の都市再生特別措置法改正により、都市再生整備推進法人として創設をされました。その後、2011年の法改正で官民連携が強化され、従来の非営利法人に加え、株式会社も指定対象となりました。現在はコンパクトシティ推進や公共公共空地利活用、所有者不明土地問題の対応など、その業務範囲は段階的に拡大しています。

国交省の定義によりますと、都市再生推進法人とは、十分なノウハウと運営体制を備えた優良なまちづくり団体、株式会社の中から、市町村長が指定した法人であります。指定を受けた法人は、都市再生の計画提案やまちづくり施設の管理などを担う一方、エリアマネジメントの活動資金となる国の無利子融資、土地譲渡時の税制優遇、官民連携事業への補助金といった支援措置を活用することができます。

これまで都市再生推進法人として150団体が指定されましたが、10団体が指定解除となり、現在活動している団体数は全国で140にとどまっています。全国の市区町村は1,741あるわけですから、ないほうが多いわけであります。

広島県内では、福山市の株式会社築切家守舎と福Lab、呉市の一般社団法人クレパスの3団体が指定され、それぞれ地域に根差した活動を展開しています。なお、呉市で指定されていたNPO法人SYLは2024年に指定が取り消されています。

つまり、現在では、都市再生推進法人は広島県内に福山、呉という2市にあるだけで、他の多くの自治体にはありません。都市再生特別措置法は、まちづくりの担い手として都市再生推進法人を想定していますが、実際にはないわけであります。必ずしも都市再生推進法人という形にこだわるつもりはありませんが、当町の持続可能なまちづくりを進めていく上で、その担い手、町とともにまちづくりを考え、行動する人たちの集団をつくり、育てていくことが必要だと考えます。

そこで質問です。

当町に特定再生推進法人がないことをどのように考えますか。また、まちづくりの担い手をどうつくっていくのかについての町の考えを伺います。

都市再生施策の4番目は、都市再生歩行者経路協定であります。

この協定は、都市再生特別措置法に基づく制度であり、歩行者ネットワーク協定とも呼ばれています。複数の土地所有者やビルオーナーが協力し、誰もが安全・快適に通れる通路の維持・管理をしていくための仕組みです。具体的には、JR広島駅の南北にあるようなペDESTリアンデッキ、ビルをつなぐ地下通路、敷地内を通り抜けられる歩行者専用通路、エレベーターなどの整備に活用されます。

2003年、広島駅北口が都市再生緊急整備地域に指定され、大規模再開発がスタートしました。2010年にシェラトングランドホテル広島の入るアクティブインターシティ広島が完成をしました。駅に直結する最初のデッキがここに整備をされました。2016年には、駅前広場をまたぐ3本の通路を含むデッキが完成しました。

駅南口も昨年３月に広島ＪＰビルディング方面とエキシティ・ヒロシマへのデッキが開通し、今年３月にエールエールＡ館へのデッキも併用を開始しています。さらに、ビッグフロントひろしまへのデッキは２０２９年春に完成する予定であります。デッキは駅と再開発ビルを結び、ビル側には自由通路があります。

権利者が混在する再開発ビルにおいて、通常の民間契約だけでは、将来的な都合による通路の閉鎖や管理費負担の拒否といったリスクが生じます。しかし、この都市再生歩行者経路協定を結ぶことによって、将来、ビルの所有者が変わったとしても、解放の義務が新たな所有者に引き継がれ、誰もがいつまでも安心して通れる歩行者空間を維持できる、これが都市再生歩行者経路協定です。

先ほど紹介した広島駅南口・北口のデッキとつながっている再開発ビルは、いずれもこの協定を結んでいます。なお、駅舎の中を通る南北自由通路は広島市が主体となって実施した公共事業であり、本協定の対象外であります。

都市再生歩行者経路協定を活用すること自体は中小都市でもできるのですが、デッキを必要とするような大型開発がないと実際には難しいという状況であります。

都市再生施策の５番目は、にぎわい創出等法制度であります。

これは単一の法律があるわけではなく、道路・河川・都市再生に係る複数の法制度やガイドラインが２０１１年に一斉に改正緩和され、これらを総称してそう呼んでいるものであります。

２０１１年に実施された主な規制緩和の内容並びに制度のポイントは、次の３点であります。

第１に道路法、都市再生特別措置法の改正による道路空間の特例です。

従来、道路は通行するためのものという原則が厳しく、民間営利活動のために長時間占用することは困難でした。しかし、２０１１年の法改正により、市町村が策定する都市再生整備計画に位置づけられた道路は、地域のにぎわいを目的としたオープンカフェやＫｉｏｓｋ、ベンチなどの設置が柔軟に認められるようになりました。

第２に、河川敷地占用許可準則の改正による河川空間の特例ですが、河川の水辺においても商業利用が原則禁じられていましたけれども、これも２０１１年に解禁されました。広島市は２０００年代半ばから京橋川河川敷にオープンカフェを設置する社会実験を重ねており、そのことが法改正につながったというふうに言われております。

第3に、PFI法の改正による公共施設等運営権の創設です。

公共施設の所有権を自治体に残したまま、運営権だけを民間に売却・付与するセッション方式が導入されました。道路、河川、公園という公共空間においても私的な営利を追求することを可能にする仕組みが、これらの法改正によって整ったと言えます。広島市は、こうした一連の規制緩和やその後に拡充されたPark-PFIなどの制度を活用し、京橋川のオープンカフェ、中央公園の整備などをいち早く進めています。

そこで質問です。

当町において、道路、河川、公園という公共空間におけるにぎわい創出について、どのような考えを持っていますか。具体的な計画があれば教えてください。

都市再生施策の6番目は、居心地がよく、歩きたくなる町なかづくり。ウォーカブルな町なか形成とも呼ばれています。これまでの自動車中心の社会から人中心の空間に変え、歩くこと自体が楽しく、自然と人が集まるにぎわいのあるエリアを創出するための施策であります。

高度経済成長期に広がった郊外化や車社会を見直し、町の中心部、町なかの魅力を高めるため、2020年に都市再生特別措置法が改正されました。この政策における空間づくりのポイントは次の3点です。

第1に、居心地のよい歩行者空間の創出です。

単に歩きやすくするだけでなく、歩道の拡幅、街路樹の整備、ベンチやオープンカフェの設置などを進めます。これにより歩行者が主役となり、足を止めて長居したくなる快適な空間をつくり出そうとするものです。

第2に、オープンスペース化です。

これまでの車中心の道路構造を見直し、車線を減らすなどして空間を再編します。開いたスペースに緑地を施したり、駐車スペースを憩いの場に転換し、町の中にゆとりある余白を生み出そうとするものです。

第3に、多様なアクティビティ、多様な活動の誘発です。

目的がなくても町に出かけたくなる仕掛けをつくる。定期的なマルシェの展開、地域のイベント誘致、キッチンカーの出店などを通じて、日常的なにぎわいと人々の交流を自然に発生させようとするものです。

これらの施策を進めるためにつくられたのがウォーカブル推進税制です。自治体が

指定した区域において、自分の土地の一部を壁などで囲わず、敷地の境界を下げて広場や通路として一般に開放する民地のオープンスペース化や、建物の1階部分などをガラス張りにしたり、壁を後ろに下げてオープンテラスにしたりして、外を歩く人につながるような開放的なデザインに改修する建物底部層のオープン化を実施すると、5年間、固定資産税と都市計画税の課税標準額が軽減されるというものであります。

そこで質問です。

当町でも居心地がよく、歩きたくなる町なかづくりを進めるべきだと考えますが、道路も狭く、実現は難しいのではないかととも思います。町として、どのように考えますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（礒亀 智君） 建設部長です。二見議員からの一般質問、「都市再生」と府中町の未来について答弁いたします。

議員御指摘のとおり、現在の社会情勢は、人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、インフラサービスや商業・医療・福祉など、住民の生活水準の低下が懸念される中、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画制度が創設されました。

本町においても、令和6年3月に府中町立地適正化計画を策定し、現状の市街化区域を基準に、土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアを考慮した居住誘導区域と、その中に医療、子育て、商業、行政の窓口などの都市機能を誘導する都市機能誘導区域として、府中町役場周辺区域（中心拠点）とJR向洋駅周辺区域（地域拠点）の2つの区域を設定しています。

それでは、1つ目の御質問、都市再生整備計画に関してですが、本計画は都市再生特別措置法第46条に規定された計画であり、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、当該公共公益施設の整備等に関する計画を市町村が作成することができるものです。

現在、町では、第5次総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づく本町の持続可能でコンパクトなまちづくりを推進し、みんなの「暮らしたい」がかなうまちの実現に向けて、都市再生整備計画基本構想に位置づけられるアクションプ

ランとして都市再生整備計画を策定し、令和9年度からの事業実施に向けて国と協議を行っております。

なお、本計画の計画期間は令和9年度から令和13年度までの5か年で、都市再生整備計画区域を2地区設定しており、府中町役場周辺地区は、中心拠点としての都市機能誘導区域110ヘクタールを含む面積350ヘクタールで、JR向洋駅周辺地区は、地域拠点としての都市機能誘導区域20ヘクタールを含む面積179ヘクタールを位置づけております。

本町が都市再生整備計画に位置づける主な事業としては、北部（府中町役場周辺地区）は歴史民俗資料館跡地を活用した施設整備、南部は府中南公民館の整備を中心とした計画としており、計画を達成するための国の補助事業といたしましては、都市構造再編集中支援事業（補助率は、都市機能誘導区域内で50%、区域外で45%）を活用する予定です。

次に2つ目の御質問、都市再生推進法人について答弁いたします。

都市再生推進法人は、都市再生特別措置法第118条に基づき、地域のまちづくりの中核を担う法人として市町村が指定する団体です。他の自治体で指定している都市再生推進法人の活動では、中心市街地で増加している空き店舗や空き家など、いわゆる遊休不動産の利活用やにぎわい施設の整備といった規模の大きなものから、歩道にベンチや花壇を設置し滞留時間を増加させるといったものまで、幅広い活動があります。

本制度は、地方公共団体に不足するまちづくりのノウハウに対して行政の補完的な役割を果たし、「官民連携のまちづくり」を進める上で有効な手段の一つであると考えますが、まちづくりに関する豊富な知識や経験を有する人材の確保やその育成のほか、継続可能な組織体制の確保などの課題もあり、本制度については、国の動向や他自治体の事例等を調査研究してまいりたいと考えております。

あわせて、まちづくりの担い手につきましては、このたびの都市再生によるまちづくりのほか、様々な活動の中で行政と地域、事業者が一体となり取り組むことで、大切な人材もつくっていければと考えております。

続いて、3つ目の御質問、道路、河川、公園といった公共空間におけるにぎわい創出について答弁いたします。

本町は既にコンパクトな市街地が形成されており、道路や公園といった都市施設の

整備も概成していますが、地域拠点として位置づけているＪＲ向洋駅周辺地区では、土地区画整理事業に合わせて、ＪＲ向洋駅南口に街区公園として青崎南公園、面積約２，０００平方メートルを整備する計画となっております。

青崎南公園の整備方針については、前期実施計画期間中に基本構想を策定する予定で、策定に当たっては、地元企業や地域の方と一緒に公園のデザインや活用について話し合い、整備することで、町の南の玄関口としてにぎわいの創出につなげていきたいと考えております。

その他、町内の限られた公共空間の有効活用として、令和６年度に府中大川沿いの町営鶴江住宅を解体した跡地での広場整備を実施いたしました。また、榎川河川敷の歴史民俗資料館を解体した土地の有効活用として、先ほど１つ目の御質問で答弁いたしました都市再生整備計画に位置づけており、施設整備を令和９年度に予定しております。

最後、４つ目の御質問、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりについて答弁いたします。

議員御指摘のとおり、現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、町なかになにぎわいを創出することを目的として、国は令和２年に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を施行し、市町村が町なかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置づけることができるようにいたしました。

国の「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくり支援制度には、車中心から人中心の空間に転換する町なかの歩ける範囲の区域において、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設１階部分の開放など、既存ストックの修復や利活用に関する取組を支援する「まちなかウォーカブル推進事業」があります。

本町は、議員御指摘のとおり道路も狭隘であり、街路の広場化などは難しいかと思いますが、公共空地のにぎわいの創出などにおいて、本事業を含めた国の支援制度の活用について広域的な視点により検討を行い、魅力的な都市づくりを継続して進めたいと考えております。

最後に、本町における今後の都市再生の方針については、第５次総合計画をはじめ、立地適正化計画や来年度から事業開始を予定しております都市再生整備計画に基づく各事業を計画的に進めていくことで、まちのにぎわいを創出し、また、誰もが歩きた

くなる町なかとなるようにまちづくりを進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

1 6 番、二見議員。

○1 6 番（二見伸吾君） 第 1 回目の質問の冒頭で、国の都市再生政策は大都市向けのものと、その他の中小都市向けのものとの 2 本立てになっていると、このように述べました。都市再生政策の中心はあくまで大都市にあり、一般的な都市向けの施策は、大都市向けの施策よりも限定的なものにとどまっています。また、都市再生特別措置法が制定されてから 4 半世紀近くが過ぎましたが、一部の地域を除き、全国の都市は人口減少に歯止めがかからない状況です。

このことから、都市再生特別措置法に基づく様々な施策は、実際の都市再生に結びついていないのではないかと。その最大の要因は、都市再生がバブル破綻の後始末として考え出されたことにあります。そこには、再生すべき都市の在り方、都市はいかにあるべきかという理念がありません。数ある施策はばらばらで体系性がなく、焦点が定まらない。だから、ただただ高いビルが建ち、都市の中に部分的なにぎわい空間が現れるにとどまるのです。

では、かつての国交省はどうだったのでしょうか。1987 年、当時の国土庁が策定しました第 4 次全国総合開発計画、いわゆる 4 全総には、次のような記述があります。

快適環境の形成、国民の環境への要請の高度化に対し、清浄な空気、静けさや歴史的雰囲気など良好な環境を維持増進し、都市・農村を通じ、快適な生活空間をつくり上げていくことが重要になっている。このため、これら全ての要素を含めて、地域ごとに快適性向上のための方向づけを行い、各種施策の総合的・計画的な展開を図る。

また、緑地・浸水空間と快適性増進のための社会資本整備の推進に加え、廃棄物処理施設、道路等の整備に当たっても、緑地帯の整備や歩行者に配慮したゆとりある道路づくりをするなど、社会資本に快適性の付与を図る。これらの施策の実施に当たっては、民間事業者の協力や住民の自主的な行動が求められるので、環境教育の普及、活動組織づくり、アメニティ向上の活動助成のための様々な主体の任意、自発的な参加による基金の創設などにより、各主体の積極的な活動を進める。ここで快適な空間、快適性と表現されているのがアメニティであります。

1980 年代、当時の建設省や国土庁・環境庁には都市のあるべき姿についての理

念があり、それがアメニティだったのです。しかし、残念なことに、バブル崩壊とともにこの理念は後ろに退いてしまう。

そこで、2回目の質問はこのアメニティと都市の関わり、府中町のまちづくりについて伺います。

高度経済成長期は1970年代前半で終わりました。急激な経済成長は都市の過密と地方の過疎、公害や環境破壊など、社会のゆがみを伴いました。また、これまで追求してきた豊かさそのものの在り方が広く問い直されることになったんです。

こうした状況の中で、1970年代後半になると、地方の時代が提唱されます。中央集権化や東京集中一極集中を乗り越え、地方が主役となる参加型分権や一村一品運動など、独自の地域おこしの取組が始まりました。アメニティは、この地方の時代と密接につながっています。

1979年、地方の時代を提唱した長洲一二神奈川県知事は、生活環境に安らぎと潤いと美しさを求めるアメニティの実現を目指して、ハードとソフトをつなぐ施策を工夫していきたいと、このように表明いたしました。知事はこの理念を、1、歴史的景観の保存から活用への転換、2、景観ルールを決めるまちづくり条例の制定、3、水辺と緑のネットワークという形で具体化を図ったんです。

1980年代になると、建設省や国土庁が魅力あるまちづくりや環境整備の基本理念としてアメニティという考え方を採用しました。また、環境庁も1984年度から市町村のアメニティタウン計画に対して助成をする事業を開始し、快適な環境づくりを積極的に後押ししました。一地方から始まったアメニティは全国に広がり、建設省や環境庁の方針にもなったわけであります。

充実したアメニティのある都市づくりは順風満帆、前途洋洋であるかのように思われました。21世紀には、地方都市とアメニティが主役になるだろう、誰もがそう思ったわけです。

国交省の新都市への提案の中で、当時、東京大学大学院の助教授であった城所哲夫氏は、次のように指摘をしております。

日本にとって20世紀とは、また猛烈な都市化の時代でもあった。これに対し、21世紀は都市文化が花開く時代となろう。このような時代に育まれる都市は、アメニティ、生活の豊かさを実現する都市であることが望まれる。城所氏はこのように21世紀の都市への希望を語るとともに、地域が育んできた歴史や文化を消し去った

無味乾燥な開発からは、都市の新たな物語は紡ぎ出せないと警告をしました。

現実はどうでしょうか。地方の時代が提唱されてから半世紀近くがたち、21世紀も既に4半世紀が過ぎました。それにもかかわらず、都市は地域固有の歴史や景観を壊す画一的な開発が続いております。だからこそ、真の意味での都市再生を果たすためにアメニティの理念に立ち返り、都市の在り方を根本から問い直すべきであります。

アメニティという言葉で多くの人が思い浮かべるのは、ホテルなどにあるシャンプーや歯ブラシ、アメニティグッズだと思います。これは、利用者の快適な滞在のために提供される備品だという意味です。一見すると、日用品のサービスと都市政策の理念は似て非なるもののように思えるかもしれません。しかし、人間のための快適さを追求するという点で両者はつながっております。

では、都市再生におけるアメニティ、快適さとは何でしょうか。快適な都市とはいかなるものでしょう。快適さの条件や基準はどこにあるのか。その理解は一筋縄ではいきません。

それゆえ、アメニティは捉えどころのない概念だというふうに言われ、これまで様々な解釈がされてきました。しかし、その原点に立ち返ることで、これまで曖昧だったアメニティという言葉の輪郭が浮かび上がってきます。

アメニティという言葉・概念は、もともと産業革命下のイギリスで、労働者の劣悪な住環境を改善する試みの中から生まれてきました。つまり、その本質はぜいたく品やプラスアルファの快適さにあるのではなく、耐え難い環境を人間らしく生きるための環境へと変えていく営みの中にあります。

この本質について、成城短期大学の講師であった酒井憲一氏は、論文の中で次のように述べています。

本当のアメニティとは何か。産業革命下の悲惨な生命、生存、生活環境の改善、つまり、生と活が既定にあることを具現したものでなくてはならない。酒井氏は時代や地域によって形を変えるアメニティの要素を整理し、都市における定義を次のようにまとめました。都市アメニティとは、人間が都市の場に個性的な生命体として生存し、生活していく上で不可欠な快適さを価値的・創造的に構成する安全、自然、歴史、文化、美的性、利便性が機能し、個性的と同時に総合的な人間の都市らしさを実現している状態であると。

ここで酒井氏が都市アメニティに不可欠な要素として挙げているのが、1、安全、

2、自然、3、歴史・文化、4、美的性、5、利便性の5つです。国の2002年版環境白書においても、豊かな緑や安らかな水辺、美しい景観や歴史的町並みが私たちの生活に潤いと安らぎというアメニティをつくり出すと、このように言及しております。

また、日本都市計画学会は都市改善のキーワードとして、利便性、健康性、快適性の3つを重視し、アメニティが都市の安全性や健康の土台になることを示しています。

以上の見解を踏まえ、府中町において、アメニティを高めるために何をなすべきなのか。以下、具体的に問題を提起いたします。

御存じのとおり、府中町は広島市内中心部に近く、市内への通勤・通学が便利です。町内のどこのエリアに住んでも近くに小学校があります。スーパーも多く、買物に不自由しませんし、イオンモールがあり、映画館もある。この利便性の高さが府中町の魅力であり、人口が増えてきた大きな要因だと思います。

この利便性の高さに加えて、アメニティ、すなわち人間らしく生きられる快適な環境が充実していけば、府中町の住みよさはさらに確かなものになるはずです。

では、そのために何が必要なのか。以下、アメニティ充実のために必要な課題、7つ提案、提起いたします。

第1に、広い空を守ることです。

広い空は府中町の魅力の一つです。府中町の用途地域の指定は、戸建て住宅を主とした低層住宅地、戸建て住宅や集合住宅を主とした一般住宅地、一定規模の店舗・飲食店・事務所などの立地を許す複合住宅地が多く、容積率は200%です。さらに、高さ10メートルを超えるか地上4階以上の中高層建築物には町の指導要綱による規制がかかっており、これらが相まって広い空を守っています。

したがって、アメニティの観点からも、こうした建築規制の枠組みを安易に緩和せず、今後ともしっかりと堅持していくことが極めて重要であります。

第2に、町の開発限界ラインを守ることです。

府中町は高度経済成長期に広島市のベッドタウンとして人口が急増し、山地を切り開いた住宅地が幾つもあります。これ以上の山林開発は、自然災害の誘発や有害鳥獣被害の拡大を招くおそれがあります。府中町都市計画マスタープランでは、自然共生地域と山林保全地域の境界を標高150メートル付近と定めており、それ以上の高地での開発を防止するよう求めています。アメニティの基盤である豊かな自然を守るた

めにも、この開発限界ラインを今後も厳格に維持していく必要があります。

第3に、下水道普及率の高さを維持することです。

府中町の公共下水道の普及率は2025年時点で99%に達しており、町内を流れる河川の水質向上に大きく貢献をしております。広島県全体の平均が77.5%にとどまり、県内23市町のうち半数以上が50%以下である中、当町のこの水準は極めて高い数字だと、このように思います。生活排水による悪臭は町のアメニティを損なう大きな要因となりますが、府中町内においてはその心配がありません。この良好な水環境があるからこそ、次に述べる河川の親水性の向上、多自然川づくりといったさらなるアメニティの向上が可能となります。

しかし、これからは人口減少が進む中、管路やポンプ場などの施設が老朽化します。維持管理にかかる経費が今後増大していく中で、この高い回復率を維持できるのか。今後の見通しと運用の在り方が問われます。

第4に、河川の親水性を高めることです。

町内には、太田川水系の府中大川、榎川、八幡川という3つの川が流れています。しかし、榎川と八幡川はコンクリートの3面張りの切り立った構造となっており、安全に水面へ降りて水に親しむことができません。国交省は1990年代から多自然型川づくりに着手し、1997年の河川法改正などを経て、現在では、この多自然川づくりが全国の河川管理の基本方針となっています。

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化の調和にも配慮しながら、本来あるべき豊かな生態系と多様な河川景観を保全・創出する取組のことです。国交省は2006年に多自然川づくり基本指針を定め、それまでの限定的なモデル事業から脱却し、全ての川づくりの基本として、調査や計画、設計から維持管理に至る全ての行為を対象とすることを明確に打ち出しました。

しかし、この指針を発表する際の公文書の中で、国交省自らが依然として確率的な形状で計画されたり、水際が単調になるなど、課題の残る事業もまだ多く見られると、これまでの川づくりの問題点を厳しく指摘をしています。残念ながら、この指摘から20年が経過した今も、画一的で単調な古いやり方から脱却することができておりません。しかし、だからこそ今、多自然川づくりを意識的に進め、河川におけるアメニティを向上させることが求められています。

そして、この問題は決して他人事ではなく、府中町の河川整備においても直面している課題でもあります。

人々から河川を遠ざけている大きな要因は護岸であります。榎川も八幡川も、先ほど申しましたようにコンクリートの3面張りで護岸が垂直に切り立っているため、水辺に降りることができません。基本指針では、護岸について必要最小限の設置区間とし、生物の生息、生育、繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出に配慮した適切な工夫とすることと定めています。この基本指針に照らせば、榎川や八幡川の護岸を放置するわけにはいかず、その構造は見直されるべきであります。

また、1998年の国交省の河川を生かした都市の再構築の基本的方向では、都市河川の親水性について次のように述べています。

都市内の身近な水辺として親水性が求められる河川については、子どもや高齢者も安全に水辺に近づけるようにする。川沿いの土地利用から河川用地の確保ができない場合には、上流域での調節地での設置や河川の2層化等によって、せせらぎを復活することも検討する。

府中町の川に必要なのは、商業的なにぎわい創出よりも、大人も子どもも安全に川におり、水と触れ合える環境です。これこそが多自然川づくりの原点に沿った施策でしょう。町内を流れる河川の管理権限は県にありますが、多自然川づくりの観点に立ち、親水性というアメニティが取り入れられるように、県に対して積極的に働きかけてください。

第5に、公園のアメニティを向上させることです。

公園に求められるアメニティとして、4点指摘をします。

1つは、快適なトイレです。町内には、大小合わせて55の公園があります。そのうち31か所にトイレが設置されており、清掃やトイレトペーパーの補充など、行き届いた維持管理がアメニティの向上に貢献をしております。ただし、便器の洋式化が不十分で、多目的トイレは洋式ですが、男女別のトイレは和式であり、この点での改善が必要であります。

2つ目に、木陰と緑陰施設です。夏の暑さ対策として、公園における木陰の創出と緑陰施設の整備が必要です。国交省は暑熱対策として、緑陰施設を活用した緑のクールスポットを提案しています。緑陰施設は植物で日陰をつくることで、利用者の体感温度を下げるための施設です。人工的な霧を発生させ、気化熱を利用して周辺の気温

を下げるミストと組み合わせると、より効果を発揮します。

3つ目に、災害に備えた設備の充実です。煮炊きができるかまどベンチの設置や生活用水を確保するための井戸の整備を、災害時の不自由な避難生活において少しでも負担を減らし、アメニティを確保するために大きな効果を発揮します。

4つ目に、じゃぶじゃぶ池などの親水施設です。これは、公園内で安全に水遊びができる場所のことで、2023年9月議会の一般質問で提起をしました。広島県内には天然の水遊びができる場所があちこちにあるためか、人工的に整備されたじゃぶじゃぶ池は多くありません。

以前、墨田区のソラマチひろばを通りかかった際、子どもたちが安全に水と触れ合えるじゃぶじゃぶ池がありました。スカイツリーの真下で、こんなところにもあるんだと驚きました。東京都内には、こうした子どもたちが日常的に水に親しめるじゃぶじゃぶ池や親水広場、現在は400か所以上も整備されています。暑さ対策にもなり、子どもたちが安全に水に触れられるじゃぶじゃぶ池を全ての公園にとは言いませんが、例えば、5つの小学校区に1つずつ設置すれば大変喜ばれ、町のブランド力の向上につながると考えます。

第6に、街路に木陰とベンチを設置することです。夏になると、役場東のバス停で1本の木の狭い木陰に1人ずつ立っている光景が見れます。街路にある木が作り出す木陰が少なく、バスを待つ人々が狭い木陰を取り合っているような状況です。エコグリーンロードは、透水性・保水性の高い植栽基盤と大きな樹冠によって暑さを緩和し、にぎわい創出を目指す取組です。高齢者などが散歩の途中で一息つけるよう、緑と一体になったベンチ、グリーンベンチというらしいですけれども、これを設置して熱中症を防ぎながら、安心して歩ける環境づくりを求められます。

町内の街路にはアメリカフウとマテバシイが多いと伺いましたがけれども、両方とも大きな樹冠をつくるという特性を持っています。しかし、建築限界や架空線、信号機など様々な制約があり、一筋縄ではいきません。こうした制約を踏まえつつ、夏の暑い時期、街路にどうやって木陰を増やすのか。具体的な方策をぜひ検討していただきたいと考えます。

なお、エコグリーンロードは国交省のグリーンインフラ民間連携プラットフォームにおいて、環境と健康に配慮した道づくりとして紹介されています。また、都市再生施策の6番目に紹介した居心地がよく歩きたくなる町なか、まちなかウォークブル事

業にも該当するものです。高齢化が進む中、街路に木陰をつくり、ベンチを設置することは、ぜひとも必要な取組だと思います。

第7に、ポケットパークの整備です。老朽化した木造建築物が密集し、防災機能が確保されていない市街地を密集市街地と呼びますが、当町にはこの密集市街地が多く、地震や火災の場合、大きな被害が予想されます。

密集市街地の主な特徴として、次の3点が挙げられます。

第1に、幅4メートル未満の道路や行き止まりが多く、接道要件を満たしていなかったり、全く接道していない小規模な敷地が多いこと。

第2に、耐震性・耐火性の低い老朽木造建築物が多いこと。

第3に、公園が少ないこと。

この密集市街地の解消は当町の大きな課題の一つですが、なかなか進展していないのが実情であります。

そこで注目したいのは、2018年6月議会の一般質問でも取り上げたポケットパークであります。ポケットパークはベストポケットパークの略で、洋服のベストに付いているポケットのように小さい公園のことです。小さな敷地に木陰とベンチ、これがポケットパークのミニマムスタンダードであります。

この小さな空間は、住宅密集地で火災が起きたときに延焼を防ぐ防災の役割を果たすとともに、日常の買物や散歩の人が休憩し、安らぐ憩いの場にもなります。世田谷区太子堂や墨田区ではポケットパークが整備され、着実に成果を上げています。当町でも、防災とアメニティという両方の観点から、密集市街地にポケットパークを整備することが必要であります。

この整備には、土地と資金という2つの壁があります。ヨーロッパの多くの自治体では、都市計画や地域コミュニティの保護を目的とし、不動産の売買時には、地方自治体が民間企業や個人よりも優先して土地を買い取る優先購入権がありますが、残念ながら、日本にはそういう制度はありません。しかし、優先購入権はなくても、土地を手放すことを考え始めた地主さんに対して、まずは町に声をかけてほしいと呼びかける仕組みをつくることはできるのではないのでしょうか。

また、必要となる財源については、都市再生整備計画を改定の上、国のまちなかウォーカブル推進事業などを活用することで、国からの交付金が受けられます。

アメニティという理念に基づいて、当町における7つの課題を提起をしました。

21世紀に入り、アメニティという言葉が話題に上ることは少なくなりました。しかし、その考え方は形を変え、今も国や自治体の具体的な施策の中に地下水のように流れ、生き続けています。

例えば、当町の第2次環境計画（改訂版）においても、基本方針4として質の高い環境の創造があり、暮らしに潤いをもたらす質の高い都市環境が目指されています。暮らしに潤いとは、アメニティのことです。この基本方針の実現のための施策として、水辺環境の保全、美しい町並みの形成、歴史文化資源の保全と活用が掲げられています。これもアメニティ施策です。

また、1回目の質問で取り上げたまちなかウォークブル推進事業などの都市再生手法の一部もアメニティの考えが流れています。

当町はこれまで、利便性の高さを基礎にして発展してきました。これからは、この利便性の高さに加えてアメニティを向上させ、もっと魅力ある町にすべきです。当町は2001年に都市の将来を示し、都市づくりの指針となる府中町都市計画マスタープランを策定し、2016年に改定しました。このマスタープランの目標年度は2020年であり、既に6年が経過しています。

そこで質問です。マスタープランの改定の際、アメニティを高めていくことを町の方針とし、問題を整理して、体系的な施策をつくる考えはありませんか。

以上です。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。16番、二見議員からの2回目の質問、都市計画マスタープランの改定の際、アメニティを高めていくことを町の方針とし、問題を整理して体系的な施策をつくることについて答弁いたします。

議員御質問の前段で、都市アメニティの紹介、具体的には、高度経済成長期から現在までの一部において置き去りにされていた生活の豊かさといったことが求められていること、都市と人間の関係性の現状から理想像、都市アメニティを高める考えとして、「利便性」「快適性」といった要素が大切であることなどを説明いただき、また、アメニティの観点で見た府中町の都市形成の現状やアメニティに沿った施策可能性を事例とともに紹介いただくなど見解を示していただきまして、大変参考になりました。ありがとうございます。

当町では、令和８年４月から新たにスタートしたまちづくり計画であります府中町第５次総合計画で、町の将来像として、「みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう」とし、将来像実現のための基本的な方向性において、当町の暮らし心地のよさに今後もさらなる磨きをかけていくことが必要であるとしています。この暮らし心地のよさが、まさに都市アメニティに通じるものではないかと考えています。

それでは、まず、府中町都市計画マスタープランの改訂について申し上げますと、今年度、都市計画のマスタープランは改訂作業を行っているところです。この改定は、これまでのまちづくりの方針を転換するものではなく、当町のまちづくりにおける最上位計画であります府中町第５次総合計画との整合を図ることを目的としたものです。

第５次総合計画における生活基盤分野では、「基本目標５、いつも心地よく便利に暮らしたい」とした目標を定め、「快適さを感じる都市空間をつくる」、「暮らし心地を高める都市基盤をつくる」、「便利で暮らしやすい住環境をつくる」とする３つの基本施策を設定しておりますが、基本目標から基本施策の中でも都市アメニティの要素や思いは入っており、これらを実現する都市づくりの指針としてマスタープランを改定することから、議員御指摘の都市アメニティの考えを踏まえた計画であると言えるのではないかと考えます。

次に、問題を整理して体系的な施策をつくることに関しましては、都市計画マスタープランでは、従来から都市としての視野で方針を示すこととしており、個別の施策に関しては、包括的な表現とすることにとどめております。

先ほど申しました第５次総合計画における生活基盤分野の基本目標から３つの基本施策、それにつながる単位施策では、例えば、道路や公園、公共交通などに関することでは、快適性・利便性の維持・向上やにぎわい・憩いの空間の創出、バリアフリー化など、都市アメニティに資する施策を体系的に整理しております。

具体的には、施策全体における取組の方針として、ただ単に道路計画にあるから道路だけを造る、公園遊具を更新しなければならないので前と同じものを更新設置するなどといったことではなく、都市基盤の整備や更新の際には、当町の「暮らし心地、快適性」を向上させるというアメニティの観点を取り入れつつ推進することとしています。

このことから、改定後の都市計画マスタープランにおいて、個別の施策を計画に位置づける予定はありませんが、上位計画である府中町第５次総合計画で整理した施策

体系により、都市づくりを推進していくこととなると考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問はございますか。

16 番、二見議員。

○16 番（二見伸吾君） 今回、「都市再生」と府中町の未来というタイトルで質問することになったきっかけは、市制移行であります。市になることで都市的イメージの獲得ができると、このように町は説明しました。都市の実態ではなく、イメージの獲得に重点を置いているということでもあります。町とのやり取りを通じて、私の中に都市とは何かという疑問が生じました。

そこで、都市について考える手がかりにしたのが都市再生とアメニティというキーワードで、その内容については既に述べました。結論としては、大都市に高いビルを建てるだけの都市再生政策では人口減少に歯止めがかからず、魅力ある都市づくりにはならない。これは広島市を見ても明らかであり、中小都市に至っては衰退を重ねています。だからこそ、この都市再生政策が後ろへ追いやったアメニティという考え方をいま一度復活させ、当町で言えば、暮らし心地のよいまちづくりを総合的に進めていくことが大切だということでもあります。

私は、アメニティという言葉にこだわるつもりはありません。第5次総合計画にある、先ほども答弁であった暮らし心地、快適性、これはアメニティそのものだからであります。

今回、アメニティ向上のために必要な課題を7つ指摘をしました。広い空、開発限界ラインの検知、高い下水道普及率の維持、この3つを除く河川の親水性の向上、公園の充実と暑さ対策、街路の木陰とベンチの設置、ポケットパークの整備は取り組みやすいものもあれば、そうでないものもあると思います。それでも、様々な機会を捉えて、実現に向かってしぶとく努力をしていただきたいと思います。

最後になりますが、昨日の答弁で町長は令和初の単独市政となり、歴史に名を残すと、このように答弁されました。大きなプロモーション効果があるという趣旨かと思っています。

では、昭和最初に単独で市になった自治体はどこでしょうか。答え、鳥取県米子市。昭和最後に単独で市になった自治体はどこでしょうか。大阪狭山市。平成最初に単独で市になった自治体はどこでしょうか。千葉県袖ケ浦市。最後はスケール大きく、

21世紀最初に単独で市になった自治体はどこでしょうか。沖縄県豊見城市です。ここは村から市になりました。

皆さん御存じだったでしょうか。正直に申し上げまして、私は今回調べるまで、どれ一つとして何々最初、知りませんでした。他市町で暮らす一般の生活者にとって、どこが何々初であるかなど、なった瞬間はともかく、すぐに忘れられるのが現実であります。町長の言うプロモーション効果というのも、極めて一時的かつ限定的なものだと言わざるを得ません。

外向けのイメージに投資するのか。それとも、数年後、十数年後に住民から、ああ、本当に暮らしやすいまちになったなと評価される足元の現実の暮らし、すなわちアメニティを充実させるのか。イメージ戦略を追うのではなく、この都市としての実態、住民の暮らしの質を充実させることこそ府中町の進むべき道であることを指摘いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 答弁ということではないんですけど、二見さんが令和初の市制の話をされたんでちょっと発言しますと、やはり昨日の答弁でも言ったんですけど、やはりポジティブに考えて欲しいですね。ネガティブに全部一つ一つ言われたらね、明るさがないんじゃないの。要は令和の初の市制ということで、この町をしっかり売っていかうと、PRしていかうということを言っているんであって、対外的にPRしないと、ただでさえ人口減少傾向になっているんで、しっかり呼び込んでこの町を明るく、皆さんお祭りだというイメージをしっかりとこの町を盛り上げていきたいというふうに思っているんで、しっかり都市基盤整備が必要な部分はしっかりやっていきますから、さらに、それに加えて夢のある行政をやっていきたいというふうに思っていますんで、その令和初の市制誕生というのがやっぱり大きなマスコミで昨日ちょっと取り上げて、今日ですか、取り上げていただいた……。

○16番（二見伸吾君） 昨日と同じ話をしていますよ。

○町長（寺尾光司君） ということですから、しっかりそれは伝えていきたいと。しっかり明るい部分、お祭りになる部分、そのイベントとして取り上げていきたいという部分もしっかりPRしていきたいというふうに思っております。

町制、市制という話もありますし、都市基盤の整備ですね、しっかりそれもやっていきたいというふうに思っておりますんで、それは変わらずやっていきますけど、た

だ、しっかりその明るい部分を、ポジティブに考えた部分をしっかり伝えていきたいというふうに思ってます。

この町をよくしていきたいという思いは一緒だと思いますので、それはしっかり皆さんに理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ちょっと議長から一言言います。

二見さんは3回目の質問で答弁を求めておられないんですよ。それについて答弁されるのも私も許可はしましたけれども、答弁を求めていないことに対して答弁するというのは、ちょっと今後控えていただきたいと思います。

町長。

○町長（寺尾光司君） 私の思いを伝えたくて、今日ここは議会ですから、議会から私の発言に対してこういう思いがあるように言われたんで、私の思いも伝えさせてもらって、それで手を挙げて指名を受けて発言したんで、特にそれが発言したってしゃべったけど、それはしゃべっちゃいけない話になるんですかね。それがよく分からないんですけど、しっかりこの町を進めていきたいという思いで私も発言させてもらってるんで、それは皆様に理解してほしいということで、ここは議会ですからしっかり皆さん意見を言って、議論しながらまちづくりを進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、「都市再生」と府中町の未来、16番、二見議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時30分からいたします。休憩。

（休憩 午後 2時19分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

続いて、建設消防関係、第3項、町内道路の維持管理について、5番、松本議員の質問を行います。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本でございます。私は、町内道路の維持管理についてお尋ねしたいと思います。

近年、全国各地で道路の陥没や街路樹の倒木などに起因する事故が多発しており、道路インフラの老朽化への対応が大きな課題となっております。

道路の陥没は、地下に埋設された各種管渠などの道路占有物の老朽化や道路排水施設の損傷、工事に伴う地盤変動が原因と考えられます。また、街路樹の倒木は虫食いなどに起因する枯れ木、根腐れや近年の異常気象に伴う強風等が原因と考えられ、車両などに被害を及ぼす案件も発生しております。

このような道路陥没や街路樹の倒木が発生すると、人命に関わる大規模な事故につながる可能性があり、また、適切な維持管理を行っていないければ、管理責任を問われることにもなります。

一方で、当町においては、第4次総合計画による「便利で活力とにぎわいにあふれるまちづくり」「都市基盤・住環境」分野において、「歩行者や自転車通行への安全対策」「身近な生活道路」は重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い項目となっており、町内道路の現状の課題として認識して、次の第5次総合計画におけるまちづくりに向けて、鋭意取り組んでいただけたと思います。

そこで、町内道路の維持管理の現状について、次のとおり伺います。

- 1、道路舗装、橋梁など構造物の補修工事の状況。
- 2つ目、道路や道路附属物、区画線等の路面標示の修繕の状況。
- 3つ目、街路樹の維持管理の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（礪亀 智君） 建設部長です。5番、松本議員からの御質問、町内道路の維持管理についてに答弁いたします。

本町は、昭和30年代の高度経済成長期以降、広島市中心部に近い住宅地として団地開発が進められ、急激に人口が増加し、それに合わせて学校や公民館等の公共施設や、道路や下水道等のインフラ整備を進めてまいりました。

これらの公共施設やインフラ資産の多くが老朽化が進行し、施設の更新や維持管理に必要な費用が増大するなど、社会経済情勢が一層厳しくなる中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、本町では、平成28年度に府中町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長寿命化やインフラ資産の効率的な維持・整備に取り組んでおります。

町内には、町管理の町道約 117 キロメートルと県管理の県道約 12 キロメートルが整備されており、その維持管理としましては、町道では道路舗装や橋梁などの修繕工事、区画線等道路の維持補修、道路の路面清掃、街路樹の維持管理などを行っています。

また、県道につきましては、広島県からの権限移譲により、道路のくぼみ等の小規模な舗装補修やガードレール等道路附属物の補修、街路樹の剪定等の植栽管理など維持修繕を行っています。

議員御指摘のとおり、近年、全国的に道路施設の老朽化や地下埋設物の破損に伴う道路陥没、街路樹の倒木など、道路附属物に関連する事故が多発していることから、自治体における道路等のインフラ施設の維持管理の重要性が一層高まっております。

それでは、議員からの 1 つ目の御質問、道路舗装、橋梁など構造物の補修工事の状況について答弁いたします。

道路舗装については、舗装の状態を調査し、健全度や交通量などを考慮して優先順位をつけた修繕計画を策定し、実施しております。舗装補修工事は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で、町道 11 路線、延長 1.6 キロメートルを実施し、今年度は 4 路線、延長 0.5 メートルを計画しております。

橋梁については、町が管理する橋梁 50 橋を対象とした橋梁長寿命化計画を策定し、昭和 40 年代に数多く建設された道路橋が一斉に更新時期を迎えることについて、補修に係る事業費の平準化等を図るよう計画化し、対応を進めています。

橋梁補修工事は、令和 5 年度からの 3 年間で 7 橋の補修工事を実施し、今年度は 2 橋（榎橋、消防署前橋）の橋梁点検を予定しており、計画的な維持管理に努めています。

続いて、2 つ目の御質問、道路や道路附属物、区画線等の路面標示等の修繕の状況について答弁いたします。

町内道路の修繕については、舗装の損傷やガードレール、道路側溝等の道路附属物の復旧など、職員による道路パトロールや住民などからの通報や要望に対して、緊急的な対応も含め行っております。

令和 5 年度からの 3 年間で、町道の舗装 86 件、道路附属物 280 件、道路陥没 1 件、県道の舗装 31 件、道路附属物 45 件の修繕を実施しました。

また、区画線等の路面標示については、経年劣化等により見えづらくなったセンタ

ーライン、外測線などについて随時更新を行っており、令和５年度からの３年間で町道１，３１０メートル、県道８０７メートルを更新しました。

３つ目の御質問、街路樹の維持管理の状況についてです。

町内道路の街路樹は、町道に高木約６２０本、中低木約１，２００平方メートル、県道に高木約３３０本、中低木約２，４００平方メートルを植樹しております。街路樹には、景観の向上や環境の保全、交通安全、防災など様々な機能がありますが、落ち葉や枝葉の越境、歩行者・車両が見えにくいことに対する相談、舗装を持ち上げる根上がりなど様々な問題が発生しており、街路樹が本来持つ機能が低下してきています。

議員御指摘の街路樹の維持管理につきましては、年間維持管理業務において有資格者による点検を実施し、剪定を行いますが、樹木の状態が悪く、倒木のおそれがあるような場合については伐採を行うこととしており、令和５年度からの３年間で、町道で街路樹６６本を伐採しました。

街路樹の伐採後は安全・安心な道路空間を確保するため、状況に応じて植樹柵を撤去し舗装を整備しており、令和５年度からの３年間で、町道１５か所の舗装整備を実施しております。

現在は、樹木の状態が悪い箇所を優先して伐採していますが、今後は、街路樹の根上がりによる舗装の持ち上げが生じている歩道や、街路樹の設置により有効幅員が狭くなっている歩道につきましても、町内会等地域との協議を行い、街路樹の伐採について検討していきます。

また、県道にも多くの街路樹が整備されているため、広島県とも連携を図りながら、自転車や歩行者が安心して通行できる空間の確保に向け、街路樹の維持管理に取り組んでまいります。

今後も、道路利用者の安全確保を最優先に、道路舗装、橋梁等の構造物、道路附属物、区画線等の路面標示、街路樹などの適切な維持管理を継続し、事故等の未然防止と安全・安心な道路空間の確保に努めてまいります。

あわせて、第５次総合計画の基本目標に掲げておる「いつも心地よく便利に「暮らしたい」まちづくり」に向け、バリアフリーや「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方も取り入れ、誰もが移動しやすい都市空間の創出に向け、維持管理業務に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

5 番、松本議員。

○5 番（松本真明君） 答弁ありがとうございます。

道路利用者の安全確保を最優先に、安全・安心な道路空間の確保に努めていくとのことであり、維持管理においても、誰もが移動しやすい都市空間の創出に向け、取り組まれているとのことで、引き続きよろしくお願いいたします。

一方で、道路の舗装や植栽に関する住民からの相談は増加していると伺っております。また、近年の物価上昇に伴う材料費や人件費の高騰により、根本的な対応は難しく、応急処置的な対応を行わざるを得ない場面も増えているのではないかと考えます。

さらに、高齢化の進展や多様なニーズの対応が求められる中、道路空間、特に歩道スペースには、これまで以上に安全性や利便性が求められます。一部地域においては、街路樹が歩行者と擦れ違うのも難しいほど根が競っており、先ほど申し上げられておりました舗装を持ち上げる根上がりをした歩道は、歩行者の安全という面からも、いち早い対応が求められます。

そこで、次のことについて伺います。

住民等からの相談への職員の応急対応の実施状況はどうか。

次に、近年の物価上昇に伴う材料費や人件費の高騰が道路維持管理の対応にどのような影響を及ぼしているか。加えて、今後さらに財政状況も厳しくなることが想定される中、道路利用者の安全・安心を確保するために、維持管理においてどのような対策に取り組んでいくのか、町の考えを伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長兼職次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。5 番、松本議員からの 2 回目の質問に答弁します。

道路の維持管理につきましては、道路利用者の安全確保を最優先に日常点検や道路パトロールを実施し、異常箇所の早期発見と迅速な対応に努めております。

職員による応急対応の実施状況ですが、最も多い道路のくぼみ・ポットホールの補修については、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間で約 4 2 0 か所を実施しています。このうち、町道は令和 5 年度約 1 6 0 か所、令和 6 年度約 1 1 0 か所、令和 7 年度約

90か所と減少傾向にあります。県道は、毎年約20件と横ばいで推移しています。

県道につきましては、町では部分的な補修のみを実施しており、全面的な補修工事については道路管理者である広島県へ要望を行い、連携しながら道路の維持管理に取り組んでいるところです。

次に、近年の物価上昇による道路維持管理への影響についてですが、工事費につきましては工種にもよりますが、第4次総合計画策定時の平成28年当時と比較しますと約1.5倍から2倍に上昇しており、従来と同規模の予算であっても、対応できる工事件数が減少するなどの影響があります。

次に、今後さらに財政状況も厳しくなることが想定される中、道路利用者の安全・安心を確保するため、維持管理においてどのような対策に取り組んでいくのかについてですが、これまで当町では、事後保全から予防保全に転換する橋梁長寿命化計画や舗装の状態を計測し健全度などを考慮して優先順位をつける道路舗装修繕計画を策定するなど、効率的な維持管理に取り組んでまいりました。

人口減少や高齢化の進展、道路交通法改正など、自転車や歩行者が安全・安心に通行できる道路空間の確保が一層求められている現状を踏まえ、職員による道路パトロールを強化することにより、道路の不具合箇所の早期解消による安全性の確保及び舗装のがたつき、車道・歩道における段差の解消など、誰もが安心して利用できる道路空間の確保に努めるとともに、引き続き効率的な維持管理に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 答弁ありがとうございました。

住民からの要望の増加や予算制約がある中においても、道路利用者の安全確保を最優先に、効率的な維持管理に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

その上で、令和8年度予算審査で要望がありましたが、道路メンテナンス事業につきましては、センターラインの消失など安全性に直結する箇所の補修遅れが見受けられるため、材料費・人件費上昇により厳しい財政状況であることは理解しますが、住民生活に密接に関わることであるため、予算制約のみを理由とすることなく、必要な補修や対応を再度早急に進めていただくことを要望いたします。

なぜならば、今年の100万円で直せる道路の距離と来年100年で100万円で

直せる距離は、恐らく今年のほうが長い距離を直せると思います。言い換えますと、先延ばしにすればするほど、道路の修繕状況は不利な条件となってきます。

また、道路や橋梁などの維持管理に加え、近年頻発する災害時の復旧対応や計画策定など、技術系職員が果たす役割はますます重要になっております。令和8年3月定例会で一般質問をさせていただきましたが、今後も持続可能なまちづくりを進めていくためには、技術の継承や人材育成も含め、技術系職員の継続的な確保と体制強化に努めていただくよう、併せて要望いたします。

以上になります。

○議長（力山 彰君） 以上で、町内道路の維持管理について、5番、松本議員の質問を終わります。

以上で、建設消防関係の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第3、議員提出第2号議案、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） 4番、森本でございます。

議員提出第2号議案。

令和8年6月30日。

府中町議会議長 力山彰様。

提出者 府中町議会議員 森本将文。

地方財政の充実・強化に関する意見書について。

府中町議会会議規則第12条の規定により、提出します。

以下、読み上げて提案させていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材、労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2つ目、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3つ目、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改革・改善を行うこと。

4つ目、政府として減税対策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5つ目、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。

6つ目、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

7つ目、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8つ目、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化やマイナンバーカードを基盤とした健康保険証、運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9つ目、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、隣接する自治体と地域手当について格差が生じている場合は、人材確保など行政運営に影響を及ぼさないよう、速やかに級地区分の見直しを行うこと。

11、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月30日。

広島県安芸郡府中町議会。

以上です。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案につきましては、提出者が全員でございます。よって、質疑・討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 異議がありましたので、質疑から行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

賛成ですか、反対ですか。

○15番（田中伸武君） 賛成。

○議長（力山 彰君） 反対の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 原案反対の方がおられませんので、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。

今回の意見書、賛成の立場で若干討論させてください。意見を言わせてください。

この意見書案は、例年労働組合の要望に基づいて、大体全国で意見書、議会で採択する、恒例の国に対する財政の財源の要望ということですが、これは毎年やっていますが、年々やっぱり私たち切実な願いじゃないかなという気がするんですね。これは11項目、10番はちょっと若干違うかもしれないんですけど、財源を私たちの暮らしに振り向けなさいという意見書ですよ、要望ですよ。

これは当然のことであって、ますますこの物価高で生活苦、大企業とか一部のひとを除いてですけれども、本当に切実になっている中で、私たちの暮らしを守るための財源をよこしなさいという要望ですよ。

以前議会、特に地方議会がいろんな意見書を採択したり要望したりするときに、そりゃあ金をよこせというのは簡単じゃが、その財源をどこから持ってくるんね、それを確保しない無責任な要望を出しても意味があるんねと言って、あまり意見書が採択されない例は結構全国であったんですね。でも、今はやっぱりこういうことはきちっと我々、国に対して言うべきじゃないかと思いますね。

財源は当然のことですけれども、あるんですね。非常に目につくのはやっぱり本年度の予算で倍増している9兆円を超えた防衛費ですよ。ここだけ突出して国は予算を確保している。地方の暮らしを守るための予算はちょびっとしか増やしていない。

こういう中で、例年のことですけれども、この意見書を出すことは我々国民の声として、国に対してどっちに金を使うんねらということをきちっと言う、非常に大事な意見書じゃないかと思います。そういう意味で、私は地方から声を上げることに大賛

成であります。

そして、もう一つですけれども、今回こうやって提案理由の説明をきちっと最初から異議なく提案者が説明し、我々も全員がこの提案に署名しとるわけですから、我が町議会で今定例会から全員が署名して、あるいは全員が提出者となった議案もきちっと提案説明しようじゃないかというふうに議会ルールを変えることになりました。これは、喜ぶべき良いことだろうと思うわけです。

今までは全員が提案者になっていたら、この議会の場で提案理由説明すらしめない慣行があったわけです。僕は悪い議会慣行だと思うわけですから、提案理由の説明もしない、採決も簡易採決だとすると、町民には一切何でこんな意見書が採択されるの、その理由は何なの、意見書の中身すら伝わらないんですね。ユーチューブどころか議事録にも残らない。そういう町民不在の議会運営が長い間なされておったので、私も４年前からそれじゃいかんと思って、内容には賛成するんだけど、申し訳ないね、提出者にはならないよということで、無理やりというか、全員提出でない形で議案が提出されて、ここで提案説明をしていただいたわけですから、今回はそういうこと、ちょっと私の意地を張ることなしに、町民にきちっと最初から提案説明し、質疑等もこれは手を挙げんといけませんけれども、できるということになりました。

町民に対して、やはり議会は開かれたものであって、議会は町民のものであると。その原点をきちっと守りたいと思いますし、それがそうでなかったルールがこうやってまた一つ改善されたのは、大きな意義があると思います。

この意見書採択に臨んで、町の予算も国民のものと。議会の議案なり議論は町民のものと。そういう民主主義の原点といいますか、そこは改めて確認したいと思います。

賛成討論です。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） ほかに賛成討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員１８名で、採決に加わる者１７名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 全会一致でございます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第４、議員提出第３号議案、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための２０２７年度政府予算の拡充を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

４番、森本議員。

○４番（森本将文君） ４番、森本です。

引き続きまして、議員提出第３号議案。

令和８年６月３０日。

府中町議会議長 力山彰様。

提出者 府中町議会議員 森本将文。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための２０２７年度政府予算の拡充を求める意見書について、府中町議会会議規則第１２条の規定により提出します。

以下、読み上げて提案させていただきます。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための２０２７年度政府予算の拡充を求める意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。公立の義務教育、諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き、中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画に

より進められますが、3分類にかかわらず、業務の外部移行、委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度については、現状、国庫負担率が3分の1となっています。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の措置を講じられるよう強く要請します。

1つ目、さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。

2つ目、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、基礎定数の抜本的見直しをはじめ、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3つ目、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4つ目、教職員の処遇について新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

5つ目、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

6つ目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年6月30日。

広島県安芸郡府中町議会。

以上です。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、質疑・討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第5、議員提出第4号議案、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

2番、橋井議員。

○2番（橋井 肇君） 2番、橋井です。

議員提出第4号議案。

令和8年6月30日。

府中町議会議長 力山彰様。

提出者 府中町議会議員 橋井肇。

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について、府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

以下、読み上げて提案させていただきます。

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書。

現在、国際社会において、ロシア連邦によるウクライナ侵略の長期化や中東情勢の緊迫化により、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援等を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は、2021年1月の発行から本年で5年を迎え、これまでに締約国会議が3回開催され、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。そして、2026年11月には、発行後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

現時点で、日本国は同条約を締結していないものの、唯一の戦争被爆国として被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広める歴史的責務を負っている。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、核廃絶に向けた日本の意志を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバー参加することにより、国際社会に被爆の実相と核兵器の非人道性を世界に広く伝え、日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながる。

よって、非核町宣言を行っている府中町議会として、日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和8年6月30日。

広島県安芸郡府中町議会。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、質疑・討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第6、議員提出第5号議案、憲法に関する十分な議論と国民への丁寧な説明を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 議員提出第5号議案。

令和8年6月30日。

府中町議会 力山彰様。

提出者 二見伸吾。

憲法に関する十分な議論と国民への丁寧な説明を求める意見書について、府中町議会会議規則第12条の規定により提出いたします。

以下、読み上げて提案いたします。

憲法に関する十分な議論と国民への丁寧な説明を求める意見書。

日本国憲法は我が国の最高法規であり、国民生活や国の将来に大きな影響を及ぼすものです。そのため、憲法の見直しを含む議論については、国民に対する十分な情報提供と丁寧な説明を行い、幅広い理解を得ながら進めることが重要である。

憲法に関する議論には、安全保障、基本的人権、統治機構及び地方自治など、国の基本に関わる幅広い論点が含まれており、国民一人一人が十分な情報の下で考え、判断できる環境を整えることが求められる。

また、府中町が被爆自治体であることから、平和の尊さを次世代へ継承していく視点も大切にしながら、憲法に関する議論が国民の理解の下で丁寧に進められることを強く望むものである。

よって、府中町議会は国に対し、次の事項を求める。

1、憲法に関する議論について、国民に対する十分な情報提供と丁寧な説明を行い、幅広い理解を得ながら進めること。

2、国の基本に関わる重要な論点について、様々な考え方や想定される影響を国民に分かりやすく示すこと。

3、主権者である国民が十分な情報の下で考え、意見を表明できる環境づくりに努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和8年6月30日。

広島県安芸郡府中町議会。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、質疑・討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 以上で、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（寺尾光司君） 6月定例会閉会に当たり、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本定例会は、26日から本日までの5日間にわたり、報告が2件、議案が11件、計13件の議題につきまして、皆さん方には熱心な御審議をいただき、全てを御承認、可決いただきました。改めて感謝し、お礼を申し上げます。

特に、一般会計補正予算において3月議会で検討をお約束しておりました物価高騰対策、激変緩和についての財源確保の見通しがつきましたので、予算化をお願い、お認めをいただきました。今後も国の物価対策を注視し、的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、15名の方から15件の一般質問をいただきました。提案事項や要望事項などしっかり踏まえて、行政施策を進めてまいりたいと思っております。議員各位から伺いました地域の声や課題・要望などをしっかり受け止めさせていただきたいとも思っております。

今回、議案において新任の監査委員の方の選任の同意をいただきましたが、これまで3期12年にわたり代表監査委員を務めていただきました土井精二さんが、任期満了に伴い、このたび退任をされます。元県職員として豊富な識見を基に、適正かつ厳格な監査を行っていただきました。数多くの有益な監査意見や御助言もいただいております。長年の御労苦、御貢献に対しまして、この場をお借りして心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、今年は6月4日に梅雨入りをいたしまして、これから梅雨末期の本番を迎えるということになります。引き続き大雨に対する備えは怠らず、対応してまいりたいと思っております。

また、今年の夏も猛暑、酷暑が待っているもようでございます。議員の皆様方におかれましては、どうか健康に御留意いただき、御活躍されることを祈念するとともに、引き続き町政の運営に御理解・御協力を賜りますことを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（力山 彰君） これをもちまして、令和８年第４回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。閉会。

（閉会 午後 ３時２３分）